

令和4年6月2日提出

# 一宮市議会定例会議案

単 行



# 目 次

## 令和4年6月一宮市議会定例会議案(単行)

議案第54号	一宮市防災会議条例の一部改正について	1頁
議案第55号	一宮市市税条例等の一部改正について	3頁
議案第56号	一宮市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	23頁
議案第57号	一宮市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について	26頁
議案第58号	環境センターごみ焼却施設定期修繕工事の請負契約の締結について	30頁
議案第59号	学校給食用食器(わん)の売買契約の締結について	31頁
議案第60号	市道路線の廃止及び認定について	32頁
承認第4号	専決処分の承認について	42頁
承認第5号	専決処分の承認について	54頁
報告第5号	専決処分の報告について	59頁
報告第6号	専決処分の報告について	61頁
報告第7号	令和3年度愛知県一宮市一般会計継続費通次繰越額の報告について	62頁
報告第8号	令和3年度愛知県一宮市一般会計繰越明許費繰越額の報告について	64頁
報告第9号	令和3年度愛知県一宮市一般会計事故繰越し繰越額の報告について	69頁
報告第10号	令和3年度愛知県一宮市外崎土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について	71頁
報告第11号	令和3年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費通次繰越額の報告について	73頁
報告第12号	令和3年度愛知県一宮市下水道事業会計予算繰越額の報告について	75頁
報告第13号	一般財団法人一宮市学校給食会の経営状況の報告について	79頁
報告第14号	一宮市土地開発公社の経営状況の報告について	95頁
報告第15号	一宮地方総合卸売市場株式会社の経営状況の報告について	117頁



一宮市防災会議条例の一部改正について

一宮市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市防災会議の委員の定数を45人以内とするため、本案を提出する。

## 一宮市防災会議条例の一部を改正する条例

一宮市防災会議条例(昭和37年一宮市条例第40号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(会長及び委員) 第3条 防災会議は、会長及び委員 <u>40人以内</u> をもって組織する。 2～5 略	(会長及び委員) 第3条 防災会議は、会長及び委員 <u>45人以内</u> をもって組織する。 2～5 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

一宮市市税条例等の一部改正について

一宮市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、固定資産税及び都市計画税に係る負担調整措置について、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%とし、住宅借入金等特別税額控除の延長等を行い、並びに例規の整備を行うため、本案を提出する。

一宮市市税条例等の一部を改正する条例

(一宮市市税条例の一部改正)

第1条 一宮市市税条例(平成17年一宮市条例第38号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(納税証明の交付手数料)</p> <p>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付</p> <hr/> <p>_____手数料は、一宮市手数料条例(平成12年一宮市条例第12号)の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定は、<u>特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、<u>当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合</p>	<p>(納税証明の交付手数料)</p> <p>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、一宮市手数料条例(平成12年一宮市条例第12号)の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定は、<u>前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>



<p>における当該確定申告書に限る。)</p> <p>5 略</p> <p>6 前項の規定は、<u>特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に<u>特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)</u>は、<u>当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(第1号から第8号まで及び第10号に掲げるものに関しては、愛知県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3</p>	<p>5 略</p> <p>6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に<u>特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</u></p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 略</p>
--	--

及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)～(4) 略

(5) 所得税法施行令第217条第3号に掲げる公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に掲げる民法法人を含む。)に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該公益社団法人及び公益財団法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(6)～(11) 略

## 2 略

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除する

(1)～(4) 略

(5) 所得税法施行令第217条第3号に掲げる公益社団法人及び公益財団法人\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該公益社団法人及び公益財団法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(6)～(11) 略

## 2 略

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する確定申告書\_\_\_\_\_に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書\_\_\_\_\_に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除する

ことができなかつた金額は、令第48条の9の3から令第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税

若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

### 3 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者で賦課期日現在市内に住所を有するものは、3月15日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者

に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控

ことができなかつた金額は、令第48条の9の3から令第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

### 3 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者で賦課期日現在市内に住所を有するものは、3月15日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控

除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下本条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

(1)～(6) 略

2～8 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項

2～5 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

(1)～(6) 略

2～8 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 略

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項

2～5 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)



定にかかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 略

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 略

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳\_\_\_\_\_の閲覧の手数料\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_は、一宮市手数料条例の定めるところによる。

(固定資産課税台帳に記載されている事項

定にかかわらず、同条第62項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 略

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 略

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたもの)の閲覧を含む。)の手数料は、一宮市手数料条例の定めるところによる。

(固定資産課税台帳に記載されている事項

の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書

の交付

手数料

は、一宮市手数料条例の定めるところによる。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を第80条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2～4 略

付 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 略

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申

の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)

の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)

の手数料は、一宮市手数料条例の定めるところによる。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2～4 略

付 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 略

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申

告)

第10条の3 略

2～8 略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅 又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分 について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事 が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 熱損失防止改修工事 が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事 に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事 が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅 又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分 について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事 が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 熱損失防止改修工事 が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事 に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事 が完了した日

告)

第10条の3 略

2～8 略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅 又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分 について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等 が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 熱損失防止改修工事等 が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等 に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等 が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅 又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分 について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等 が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 熱損失防止改修工事等 が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等 に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等 が完了した日



から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12・13 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5

\_\_\_\_\_を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式

から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12・13 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分

の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式

等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

### 3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 略

### 2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1

等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

### 3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 略

### 2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8 の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1

項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 略

2・3 略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 略

2・3 略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適

項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 略

2・3 略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 略

2・3 略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

用を受けようとする旨の記載があるとき  
(条約適用配当等申告書にその記載がない  
ことについてやむを得ない理由があると  
市長が認めるときを含む。)に限り、適用  
する。ただし、第1号に掲げる申告書及び  
第2号に掲げる申告書がいずれも提出され  
た場合におけるこれらの申告書に記載さ  
れた事項その他の事情を勘案して、同項後  
段の規定を適用しないことが適当である  
と市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告  
書(同項の規定により前号に掲げる申告  
書が提出されたものとみなされる場合  
における当該確定申告書に限る。)

5 略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項  
の規定の適用がある場合(第3項後段の規  
定の適用がある場合を除く。)における第3  
4条の9の規定の適用については、同条第1  
項中「又は同条第6項」とあるのは「若し  
くは付則第20条の3第3項前段に規定する  
条約適用配当等(以下「条約適用配当等」  
という。)に係る所得が生じた年の翌年の4  
月1日の属する年度分の同条第4項に規定  
する条約適用配当等申告書にこの項の規  
定の適用を受けようとする旨及び当該条  
約適用配当等に係る所得の明細に関する  
事項の記載がある場合(条約適用配当等申  
告書にこれらの記載がないことについて  
やむを得ない理由があると市長が認める  
ときを含む。)

であって、当該条約適用配  
当等に係る所得の金額の計算の基礎とな  
った条約適用配当等の額について租税条  
約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び  
地方税法の特例等に関する法律(昭和44年  
法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」  
という。)第3条の2の2第1項の規定及び法  
第2章第1節第5款の規定により配当割額を  
課されたとき、又は第33条第6項」と、同

5 略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項  
の規定の適用がある場合(第3項後段の規  
定の適用がある場合を除く。)における第3  
4条の9の規定の適用については、同条第1  
項中「又は同条第6項」とあるのは「若し  
くは付則第20条の3第3項前段に規定する  
条約適用配当等(以下「条約適用配当等」  
という。)に係る所得が生じた年分の所得  
税に係る \_\_\_\_\_ 同条第4項に規定  
する確定申告書にこの項 \_\_\_\_\_ の規  
定の適用を受けようとする旨及び当該条  
約適用配当等に係る所得の明細に関する  
事項の記載がある場合 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ であって、当該条約適用配  
当等に係る所得の金額の計算の基礎とな  
った条約適用配当等の額について租税条  
約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び  
地方税法の特例等に関する法律(昭和44年  
法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」  
という。)第3条の2の2第1項の規定及び法  
第2章第1節第5款の規定により配当割額を  
課されたとき、又は第33条第6項」と、同

<p>条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租 税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の 規定により読み替えて適用される法第37 条の4」とする。 (<u>新型コロナウイルス感染症等に係る住宅 借入金等特別税額控除の特例</u>) 第26条 <u>所得割の納税義務者が前年分の所 得税につき新型コロナウイルス感染症特 例法第6条第4項の規定の適用を受けた場 合における付則第7条の3の2第1項の規定 の適用については、同項中「令和15年度」 とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p> <p>2 <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税に つき新型コロナウイルス感染症特例法第6 条の2第1項の規定の適用を受けた場合 における付則第7条の3の2第1項の規定の適 用については、同項中「令和15年度」とあ るのは「令和17年度」と、「令和3年」とあ るのは「令和4年」とする。</u></p>	<p>条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租 税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の 規定により読み替えて適用される法第37 条の4」とする。</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

**第2条** 一宮市市税条例等の一部を改正する条例(令和3年一宮市条例第23号)の一部を次のように改正する。

本則の表中

「

<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(<u>控除対象扶養親族を除く。</u>)を有する者(以下この条において「公的年金等受給</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(<u>年齢16歳未満の者に限る。</u>)を有する者(以下この条において「公的年金等受給</p>
--	---

者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

」を

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)  
第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)  
第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以

下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

」に改める。

付則の一部を次のように改める。

現行	改正後
(市民税に関する経過措置) 第2条 略 2・3 略 4 新市税条例の規定中個人の市民税に関する部分	(市民税に関する経過措置) 第2条 略 2・3 略 4 新市税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに付則第5条第1項の規定は、
は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。	令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市都市計画税条例の一部改正)

**第3条** 一宮市都市計画税条例(平成17年一宮市条例第39号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
付 則 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)	付 則 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)
第6条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標	第6条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標

準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5

を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第16条 付則第6条及び第8条の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、付則第6条及び第9条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第7条、第9条及び第10条の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、付則第9条から第11条までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、付則第11条の「農地」とは法附則第17条第1号に、付則第11条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第12条から第14条までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、付則第13条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第16条 付則第6条及び第8条の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、付則第6条及び第9条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第6条、第7条、第9条及び第10条の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、付則第9条から第11条までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、付則第11条の「農地」とは法附則第17条第1号に、付則第11条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第12条から第14条までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、付則第13条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。



<p>第17条 法附則第15条第1項、第10項、<u>第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p>	<p>第17条 法附則第15条第1項、第10項、<u>第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項</u>  <u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 付 則

(施行期日)

**第1条** この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中一宮市市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例付則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例付則第26条を削る改正規定並びに第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに付則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中一宮市市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書並びに第53条の7の改正規定並びに同条例付則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条(一宮市市税条例等の一部を改正する条例付則第2条第4項の改正規定に限る。)の規定並びに付則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中一宮市市税条例第18条の4の改正規定、同条例第73条の2の改正規定(「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。)及び同条例第73条の3の改正規定(「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。)並びに次条並びに付則第4条第2項及び第3項の規定 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(納税証明書に関する経過措置)

**第2条** 前条第3号に掲げる規定による改正後の一宮市市税条例第18条の4(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

**第3条** 第1条の規定による改正後の一宮市市税条例(以下「新市税条例」という。)第36条の3の2第1項の規定は、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1

号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の一宮市市税条例(次項において「旧市税条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新市税条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新市税条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧市税条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 付則第1条第2号に掲げる規定による改正後の一宮市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

**第4条** 別段の定めがあるものを除き、新市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 付則第1条第3号に掲げる規定による改正後の一宮市市税条例第73条の2(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。

3 付則第1条第3号に掲げる規定による改正後の一宮市市税条例第73条の3(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

**第5条** 第3条の規定による改正後の一宮市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第56号

一宮市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

一宮市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

外崎地区整備計画区域における建築物の制限に関し必要な事項を新たに定めるため、本案を提出する。

一宮市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

一宮市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例(平成20年一宮市条例第16号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第1(第3条関係) 【別記1 参照】	別表第1(第3条関係) 【別記1 参照】
別表第2(第4条—第9条の2関係) 【別記2 参照】	別表第2(第4条—第9条の2関係) 【別記2 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

名称	区域
略	
一宮稲沢北IC西部地区整備計画区域	略

改正案

名称	区域
略	
一宮稲沢北IC西部地区整備計画区域	略
外崎地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された外崎地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域

【別記2】

現行

対象区域	制限
略	
一宮稲沢北IC西部地区整備計画区域の全域	略

改正案

対象区域	制限
略	

一宮稲沢北IC略 西部地区整備 計画区域の全 域			
外崎地 区整備 計画区 域	A地区	用途の制限	次に掲げる建築物  (1) 法別表第2(へ)項第1号から第5号までに掲げる もの(平成31年3月25日以前から尾張都市計画事業 一宮外崎土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和 29年法律第119号)第55条第9項の規定により公告 された尾張都市計画事業一宮外崎土地区画整理事 業をいう。以下この号において「事業」という。) の施行区域に存する工場又は倉庫業を営む倉庫で 事業により移転又は建替えが必要となったものに 代わる建築物(用途及び規模が、従前の建築物と著 しく異なるものに限る。)を除く。)  (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、 ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これら に類する運動施設  (3) カラオケボックスその他これに類するもの  (4) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票 券発売所、場外車券売場、場内車券売場、勝舟投 票券発売所その他これらに類するもの  (5) 店舗、飲食店、展示場その他これらに類する用 途に供する建築物でその用途に供する部分の床面 積の合計が10,000平方メートルを超えるもの  (6) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎
	B地区	用途の制限	床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎

### 付 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

議案第57号

一宮市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

一宮市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

下水道事業計画区域における処理区の変更に伴い新たに賦課対象区域となる区域について、賦課徴収する負担金の額を定め、及び例規の整備を行うため、本案を提出する。

一宮市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

一宮市下水道事業受益者負担に関する条例(昭和62年一宮市条例第32号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(負担金の額)</p> <p>第4条 負担金の額は、次の表の左欄に掲げる負担区の区分に応じ、同表の右欄に掲げる1平方メートル当たりの負担金額に、当該受益者が次条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で、同条第1項に規定する賦課対象区域内に存するものの面積を乗じて得た額とする。</p> <p>【別記 参照】</p> <p>2 略</p> <p>付 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(延滞金に係る割合の特例)</p> <p>5 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)</p> <p>中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に 年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)</u>とする。</p> <p>(過誤納金の還付又は充當に係る加算割</p>	<p>(負担金の額)</p> <p>第4条 略</p> <p>【別記 参照】</p> <p>2 略</p> <p>付 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(延滞金に係る割合の特例)</p> <p>5 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。))</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年_____</p> <p>中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合 _____</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)</u>とする。</p> <p>(過誤納金の還付又は充當に係る加算割</p>

合の特例)

6 当分の間、各年の特例基準割合が

\_\_\_\_\_年7.25パーセントの割合に満たない場合には、第11条第3項に規定する還付し、又は充当すべき金額に加算する金額(以下「還付等加算金」という。)の計算の基礎となる期間であってその年に含まれる期間に対応する還付等加算金についての同項の規定の適用については、同項中「年7.25パーセントの割合」とあるのは、「付則第5項に規定する特例基準割合」\_\_\_\_\_とする。(端数計算)

7 前2項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金及び還付等加算金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

合の特例)

6 当分の間、各年の還付加算金特例基準割合(平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、第11条第3項に規定する還付し、又は充当すべき金額に加算する金額(以下「還付加算金」という。)の計算の基礎となる期間であってその年に含まれる期間に対応する還付加算金についての同項の規定の適用については、同項中「年7.25パーセントの割合」とあるのは、「付則第6項に規定する還付加算金特例基準割合」とする。(端数計算)

7 前2項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金及び還付加算金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

負担区の区分	1平方メートル当たりの負担金額
略	
公共下水道日光川上流・五条川 右岸流域関連事業_____	略

改正案

負担区の区分	1平方メートル当たりの負担金額
略	
公共下水道日光川上流・五条川 右岸流域関連事業及び公共下 水道第3期拡張事業	略

付 則



(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。ただし、第4条第1項の表の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の付則第5項及び第6項の規定は、これらの規定に規定する延滞金及び還付加算金のうち、令和4年7月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

環境センターごみ焼却施設定期修繕工事の請負契約の締結について

次のとおり環境センターごみ焼却施設定期修繕工事の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年6月2日提出

一宮市長 中野正康

- 1 工事名称 環境センターごみ焼却施設定期修繕工事
- 2 工事場所 一宮市奥町字六丁山52番地
- 3 工事概要 ごみ焼却施設の分解、整備及び調整に伴う定期修繕工事
  - (1) 受入供給設備工事一式
  - (2) 燃焼設備工事一式
  - (3) 燃焼ガス冷却設備工事一式
  - (4) 排ガス処理設備工事一式
  - (5) 給排水配管設備工事一式
  - (6) 余熱利用発電設備工事一式
  - (7) 通風設備工事一式
  - (8) 灰出し設備工事一式
  - (9) 電気計装設備工事一式
  - (10) 雑設備工事一式
- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約金額 407,000,000円
- 6 契約の相手方 名古屋市中村区名駅三丁目28番12号  
J F Eエンジニアリング株式会社 名古屋支店

学校給食用食器(わん)の売買契約の締結について

次のとおり一宮市南部学校給食共同調理場及び一宮市北部学校給食共同調理場において使用する学校給食用食器(わん)の売買契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年6月2日提出

一宮市長 中野正康

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 物 品 名   | 学校給食用食器(わん)                                      |
| 2 | 枚 数     | 一宮市南部学校給食共同調理場 29,200枚<br>一宮市北部学校給食共同調理場 27,200枚 |
| 3 | 契 約 方 法 | 一般競争入札   |
| 4 | 契 約 金 額 | 59,496,360円                                      |
| 5 | 契約の相手方  | 一宮市時之島字芳原20番地2<br>大脇商店                           |

市道路線の廃止及び認定について

市道の路線を次のとおり廃止し、及び認定したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月2日提出

一宮市長 中野正康

## 路線廃止

整理 番号	路線名	起	点	主要な 経過地
		終	点	
①	市道H391号線	萩原町中島字沖額	萩原町中島字沖額	
	以下余白			

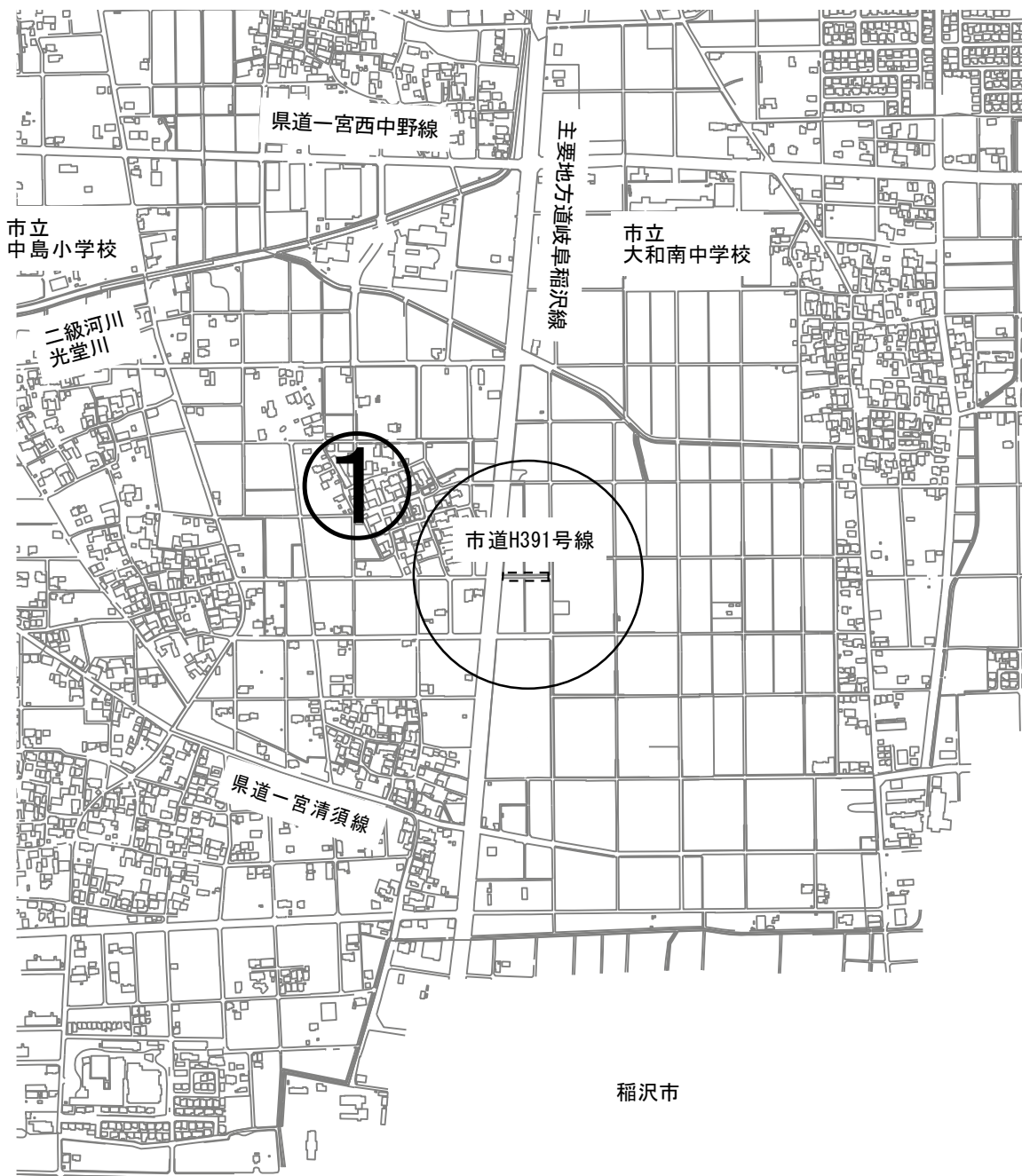
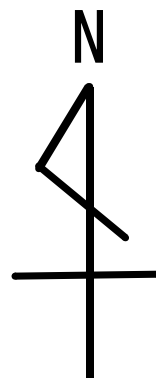
### 路線認定

整理 番号	路線名	起	点	主要な 経過地
		終	点	
1	市道P4112号線	木曾川町外割田字郷中川田		
		木曾川町外割田字郷中川田		
2	市道L1261号線	小信中島字南平口		
		小信中島字南平口		
	以下余白			

凡	例
①	路線廃止整理番号
[---]	路線廃止部分
●	路線廃止起点
▲	路線廃止終点
1	路線認定整理番号
■	路線認定部分
○	路線認定起点
△	路線認定終点

# 案内図

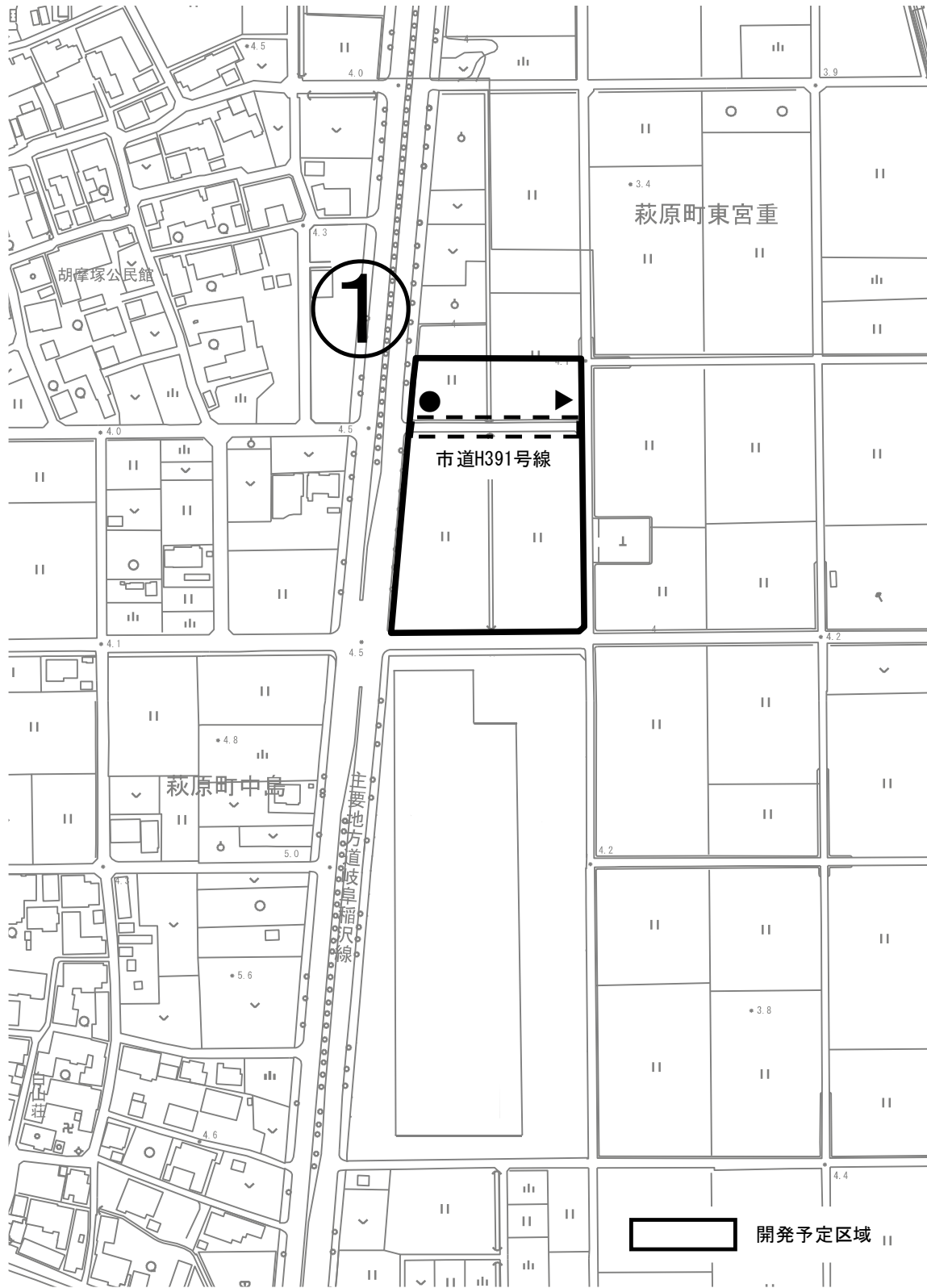
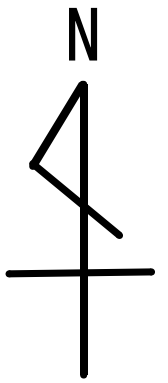
S=1 / 10,000





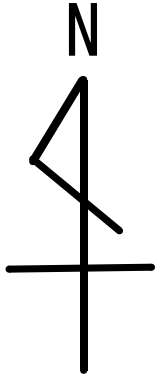
# 位置図

S=1/2,500



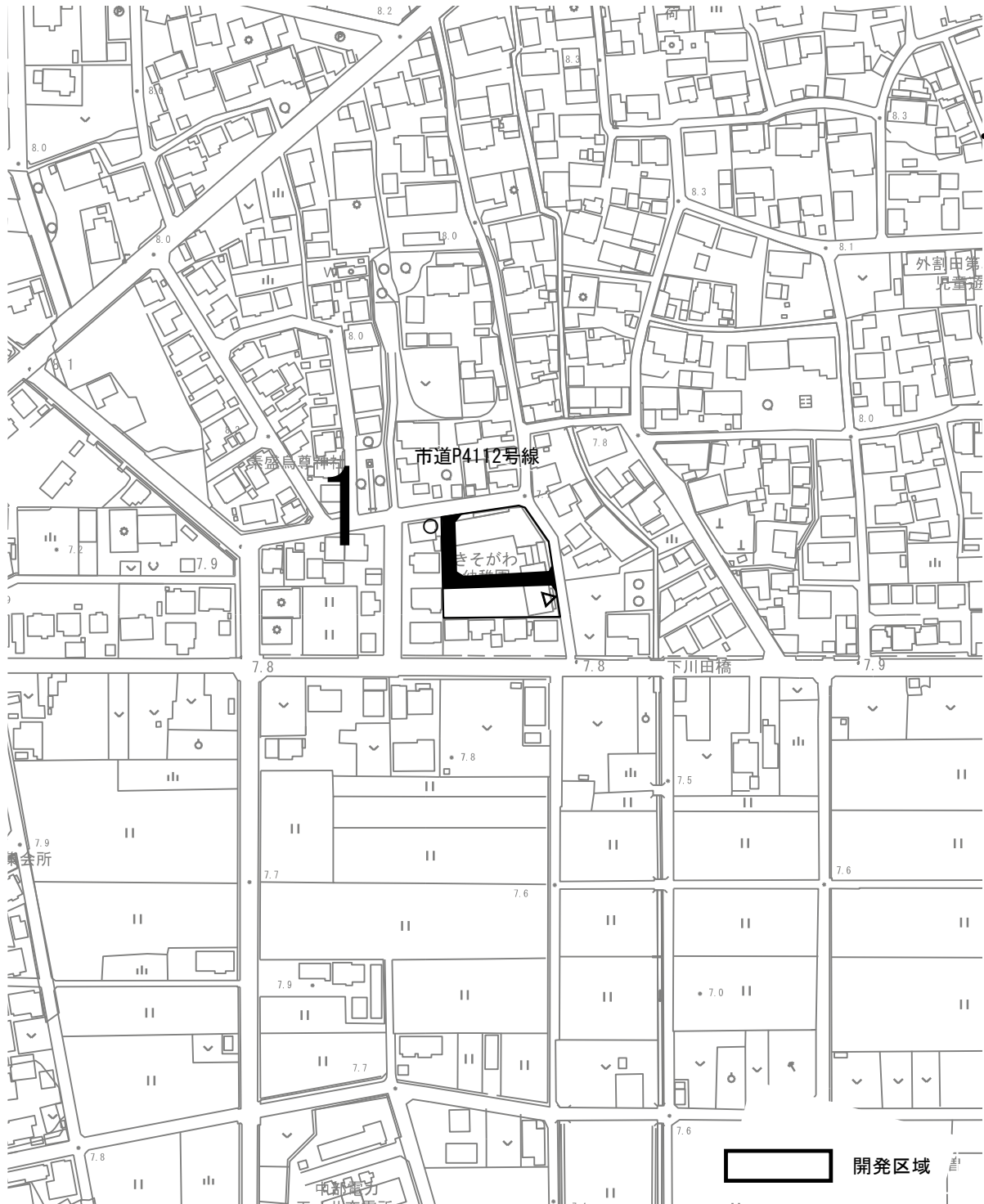
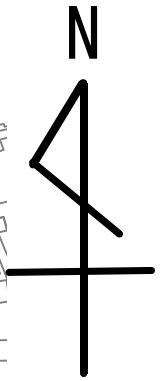
# 案内図

S=1/10,000



# 位置図

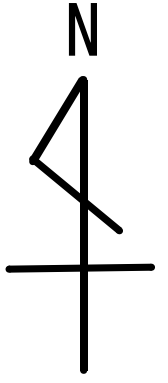
S= 1 / 2, 500



整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	隅切部幅員(m)
1	市道P4112号線	67.04	4.5	起点 7.8 終点 8.8

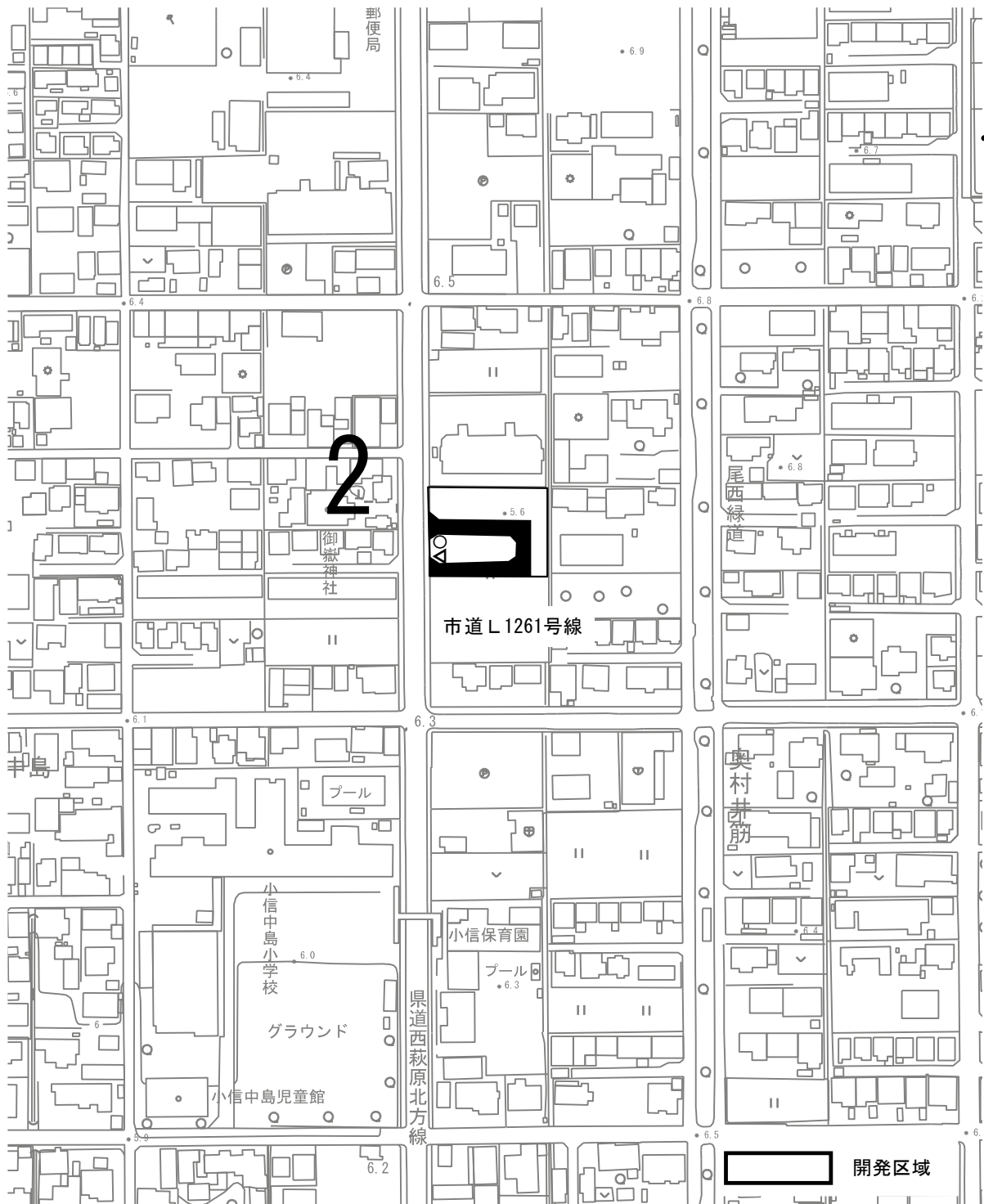
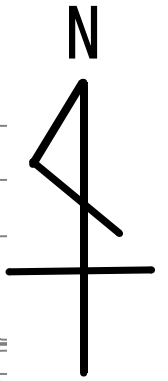
# 案内図

S=1/10,000



# 位置図

S=1/2,500



整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	隅切部幅員(m)
2	市道L1261号線	87.03	4.0	起点 8.3 終点 7.5

承認第4号

専決処分の承認について

次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求める。

令和4年6月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

令和3年度愛知県一宮市一般会計補正予算

(令和4年3月30日専決)

## 令和3年度愛知県一宮市一般会計補正予算

令和3年度愛知県一宮市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条** 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ428,580千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144,482,274千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月30日専決

一宮市長 中野 正 康

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16 県	支出金	9,639,817	428,580	10,068,397
	2 県 補助金	2,797,380	428,580	3,225,960
	歳入合計	144,053,694	428,580	144,482,274



歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4 衛	生 費	13,068,399	428,580	13,496,979
	1 保 健 衛 生 費	8,410,930	428,580	8,839,510
	歳 出 合 計	144,053,694	428,580	144,482,274



1 総括  
(歳入)

一般会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
16 県 支 出 金	9,639,817	428,580	10,068,397
歳 入 合 計	144,053,694	428,580	144,482,274

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
4 衛 生 費	千円 13,068,399	千円 428,580	千円 13,496,979
歳 出 合 計	144,053,694	428,580	144,482,274

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	市債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
428,580			
428,580			

2 歳 入

1 6 款 県支出金

428,580千円

2 項 県補助金

428,580千円

目	補正前の額	補 正 額	計
3 衛生費県補助金	千円 350,885	千円 428,580	千円 779,465
計	2,797,380	428,580	3,225,960

金額欄中の\*は補正前の額を示す。

節		説	明
区 分	金 額		
1 保健衛生費補 助金	千円 428,580 * 334,777	○自宅療養者等への医療提供事業補助金（10／10）	千円 428,580

16款 県支出金

3 歳 出

4 款 衛生費

428,580千円

1 項 保健衛生費

428,580千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
4 保健予防費	千円 2,533,965	千円 428,580	千円 2,962,545	千円 428,580	千円	千円	千円
計	8,410,930	428,580	8,839,510	428,580			



金額欄中の\*は補正前の額を示す。

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助 及び交付金	千円 428,580 * 266,198	○自宅療養者等への医療提供事業交付金 千円 428,580

4 款 衛生費

承認第5号

専決処分の承認について

次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求める。

令和4年6月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

一宮市市税条例等の一部を改正する条例

(令和4年3月31日専決)

令和4年3月31日

一宮市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市条例第24号

一宮市市税条例等の一部を改正する条例

(一宮市市税条例の一部改正)

第1条 一宮市市税条例(平成17年一宮市条例第38号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
付 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2 法附則第15条第2項第5号の条例で定める割合は、 <u>4分の3</u> とする。 3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。 4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。 5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。 6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。 7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>4分の3</u> とする。 8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>4分の3</u> とする。 9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>4分の3</u> とする。 10 法附則第15条第27項第3号イに規定する	付 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2 法附則第15条第2項第5号の条例で定める割合は、 <u>5分の4</u> とする。 3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。 4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。 5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。 6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。 7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>4分の3</u> とする。 8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>4分の3</u> とする。 9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>4分の3</u> とする。 10 法附則第15条第26項第3号イに規定する

<p>設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第34項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>14 法附則第15条第35項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>15 法附則第15条第42項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>16 法附則第15条第46項の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>17・18 略</p>	<p>設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第33項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>14 法附則第15条第34項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>15 法附則第15条第39項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>16 法附則第15条第43項の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>17 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>18・19 略</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市都市計画税条例の一部改正)

**第2条** 一宮市都市計画税条例(平成17年一宮市条例第39号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>付 則</p> <p>(法附則第15条第34項の条例で定める割合)</p> <p>第2条 法附則第15条第34項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第35項の条例で定める割合)</p> <p>第3条 法附則第15条第35項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第42項の条例で定める割合)</p> <p>第4条 法附則第15条第42項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>付 則</p> <p>(法附則第15条第33項の条例で定める割合)</p> <p>第2条 法附則第15条第33項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第34項の条例で定める割合)</p> <p>第3条 法附則第15条第34項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p>第4条 法附則第15条第39項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>第4条の2 法附則第15条第44項の条例で定</p>

める割合は、4分の3とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市国民健康保険税条例の一部改正)

**第3条** 一宮市国民健康保険税条例(昭和60年一宮市条例第12号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>630,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>630,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>190,000円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>190,000円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>630,000円</u>を超える場合には、<u>630,000円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>190,000円</u>を超える場合には、<u>190,000円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>170,000円</u>を超える場合には、<u>170,000円</u>)とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>650,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>650,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>200,000円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>200,000円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>650,000円</u>を超える場合には、<u>650,000円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>200,000円</u>を超える場合には、<u>200,000円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>170,000円</u>を超える場合には、<u>170,000円</u>)とする。</p>

70,000円)の合算額とする。 (1)～(3) 略 2 略	70,000円)の合算額とする。 (1)～(3) 略 2 略
--------------------------------------	--------------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 付 則

(施行期日)

**第1条** この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

**第2条** 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の一宮市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

**第3条** 第2条の規定による改正後の一宮市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

**第4条** 第3条の規定による改正後の一宮市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第1項及び第2項第3号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和4年6月2日提出

一宮市長 中野正康

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)

1 第1項関係(和解)

専決処分 年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの	所属
令和 4. 3. 11	令和 3. 12. 31	車両損傷事故	なし	一宮消防署本署
令和 4. 3. 17	令和 4. 2. 25	交通事故	なし	秘書課
令和 4. 3. 22	令和 4. 2. 10	交通事故	なし	収集業務課

2 第2項第3号関係(和解及び損害賠償の額の決定)

専決処分 年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの		所属
				うち損害賠償額	
令和 4. 3. 8	令和 4. 2. 14	車両損傷事故	52,712円	52,712円	維持課



## 専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第6項の規定に基づき、次のとおり工事の請負契約に係る契約金額を増額変更したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和4年6月2日提出

一宮市長 中野正康

- 1 契約金額の増額変更に係る専決処分の日  
令和4年3月22日
- 2 契約金額の増額変更に係る専決処分の内容

- (1) 契約名称  
木曾川体育館天井等改修工事の請負契約
- (2) 契約金額

当初金額(令和3年9月27日議決)	184,800,000円
今回変更金額(令和4年3月22日専決)	194,363,400円
当初金額の10分の1の額	18,480,000円
当初金額と今回変更金額の差	9,563,400円

- (3) 契約金額の増額変更に係る理由  
新型コロナウイルス感染拡大の防止対策として作業現場の体制を見直したことによる工期延長及び耐震天井の工法変更等のため

報告第7号

令和3年度愛知県一宮市一般会計継続費通次繰越額の報告について

令和3年度愛知県一宮市一般会計継続費通次繰越額については、別紙のとおりであるので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定に基づき報告する。

令和4年6月2日提出

一宮市長 中野正康

令和3年度 愛知県一宮市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和3年度継続費予算現額			支出済額 及 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国 支出	県 金	市 債
10 教育費	1 教育 総務費	木曾川体育館 天井等改修事業	円 543,920,000	円 350,000,000	円 0	円 350,000,000	円 139,676,000	円 210,324,000	円 210,324,000	円 27,924,000	円 30,000,000	円 152,400,000	円 0
計			543,920,000	350,000,000	0	350,000,000	139,676,000	210,324,000	210,324,000	27,924,000	30,000,000	152,400,000	0

報告第8号

令和3年度愛知県一宮市一般会計繰越明許費繰越額の報告について

令和3年度愛知県一宮市一般会計繰越明許費繰越額については、別紙のとおりであるので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定に基づき報告する。

令和4年6月2日提出

一宮市長 中野正康

令和3年度 愛知県一宮市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
2 総務費	3 戸籍住民登録費	引越しワンストップ事業 総合行政システム(基盤住基系) 住民記録システム改修委託料	8,195,000	8,195,000	0	0	0
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等 臨時特別給付金支給事業			0	0	0
		時間外勤務手当	7,249,000	3,991,844			
		消耗品費	283,000	211,048			
		印刷製本費	545,000	126,230			
		通信運搬費	12,687,000	5,024,429			
		手数料	814,000	484,000			
		口座振替手数料	5,396,000	2,278,710			
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金 給付事務委託料	86,681,000	45,681,000			
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金 システム構築業務委託料	16,335,000	15,840,000			
		電子複写機使用料	10,000	10,000			
	住民税非課税世帯等臨時特別給付金	4,500,000,000	1,678,400,000				
	3 児童福祉費	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業					
		子育て世帯への臨時特別給付金	6,538,400,000	5,000,000	0	0	5,000,000
		子育て世帯への臨時特別給付金 (特例給付分)	549,000,000	5,000,000			
8 土木費	2 道路橋梁費	幹線舗装改良事業 幹線舗装改良工事請負費	327,700,000	327,700,000	0	0	0

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
		橋梁保全事業	円	円	円	円	円
		手数料	3,500,000	3,500,000	0	(国) 41,635,000	8,105,000
		橋梁設計委託料	2,500,000	2,500,000		道路整備事業 (道路橋梁債)	
		橋梁保全工事請負費	88,000,000	88,000,000		(市債) 61,500,000	
		橋梁補修工事請負費	27,800,000	17,240,000			
		横断歩道橋保全事業				道路メンテナンス事業 補助金	
		橋梁保全工事請負費	42,000,000	42,000,000	0	(国) 17,600,000	0
						道路整備事業 (道路橋梁債)	
						(市債) 24,400,000	
	3 水路費	小信ポンプ場修繕事業					
		施設修繕料	30,250,000	30,250,000	0	0	30,250,000
		土地改良事業補助事業(西成土地改良区)					
		土地改良事業補助金	13,468,590	7,468,590	0	0	7,468,590
		流域貯留施設築造事業				特定都市河川流域 貯留施設補助金	
		測量・設計業務委託料	41,500,000	31,250,000	0	(国) 10,000,000	3,250,000
						特定都市河川流域 貯留施設負担金	
						(県) 5,000,000	
						流域貯留施設築造 事業	
						(市債) 13,000,000	
		準用河川千間堀川改良事業				防災・安全交付金	
		準用河川改良工事請負費	24,000,000	24,000,000	0	(国) 6,000,000	1,000,000
		支障物件移転補償金	1,000,000	1,000,000		準用河川改良事業	
						(市債) 18,000,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
		準用河川新丹波川改良事業	円	円	円	円	円
		不動産登記等委託料	100,000	100,000	0	(国) 6,000,000	100,000
		水路用地購入費	22,000,000	22,000,000		準用河川改良事業 (市債) 16,000,000	
	4 都 市	緊急輸送道路無電柱化事業				無電柱化推進計画 事業補助金	
	計 画 費	公共街路物件移転補償金	39,125,000	39,125,000	0	(国) 20,900,000 道路整備事業 (都市計画債) (市債) 18,200,000	25,000
		木曾川古知野線道路改築事業				社会資本整備総合 交付金	
		建物等調査業務委託料	6,060,000	6,060,000	0	(国) 2,500,000	3,560,000
		住民協働まちづくり推進事業				社会資本整備総合 交付金	
		住民協働まちづくり推進業務委託料	1,980,000	1,980,000	0	(国) 700,000	1,280,000
		外崎地内橋梁整備事業				都市構造再編集 集中支援事業補助金	
		外崎地内橋梁設計業務委託料	17,921,000	13,451,000	0	(国) 8,000,000	5,451,000
		通学路カラー塗装整備事業				防災・安全交付金	
		交通安全対策工事請負費	60,200,000	60,200,000	0	(国) 33,000,000	27,200,000
		道路附属物保全事業				防災・安全交付金	
		道路附属物点検委託料	30,150,000	30,150,000	0	(国) 15,000,000	15,150,000
		自転車通行空間整備事業				防災・安全交付金	
		交通安全対策工事請負費	22,300,000	22,300,000	0	(国) 12,100,000	10,200,000
	5 都 市	まちなかウォークアブル推進事業			企業版ふるさと納税 寄附金		
	開 発 費	まちなかウォークアブル推進事業委託料	15,884,000	15,884,000	10,000,000	0	5,884,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
9 消防費	1 消防費	消防車両更新管理事業 自動車購入費	円 45,738,000	円 44,243,970	円 0	円 消防施設整備事業 (市債) 38,000,000	円 6,243,970
10 教育費	2 小学校費	空調設備改修事業(小学校) 空調設備改修工事請負費	227,850,000	227,850,000	0	学校施設環境改善 交付金 (国) 57,726,000 小学校空調設備改修 事業 (市債) 168,800,000	1,324,000
		3 中学校費	校舎等大規模改造事業(中学校) 校舎等大規模改造工事請負費	11,700,000	11,700,000	0	学校施設環境改善 交付金 (国) 3,364,000 中学校校舎大規模 改造等事業 (市債) 8,300,000
		空調設備改修事業(中学校) 空調設備改修工事請負費	83,490,000	83,490,000	0	学校施設環境改善 交付金 (国) 22,024,000 中学校空調設備改修 事業 (市債) 61,000,000	466,000
12 諸支出金	2 繰出金	繰出金管理事業 外崎土地区画整理事業	24,557,000	24,557,000	0	0	24,557,000
計			12,936,368,590	2,948,241,821	10,000,000	2,781,691,261	156,550,560



報告第9号

令和3年度愛知県一宮市一般会計事故繰越し繰越額の報告について

令和3年度愛知県一宮市一般会計事故繰越し繰越額については、別紙のとおりであるので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定に基づき報告する。

令和4年6月2日提出

一宮市長 中野正康

令和3年度

愛知県一宮市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
8 土木費	3 水路費	土地改良事業補助事業(西成土地改良区) 土地改良事業補助金	円 13,468,590	円 3,819,720	円 9,648,870 (うち繰越明許費 7,468,590)	円 0	円 2,180,280	円 0	円 0	円 2,180,280	当該補助金の対象事業である「県営水質保全対策事業(千間堀用水地区)」における一部工事において、工事着手後、仮設道路に使用する借地地権者との交渉が難航し、年度内完了ができないことが判明したため。
計			13,468,590	3,819,720	9,648,870	0	2,180,280	0	0	2,180,280	

報告第10号

令和3年度愛知県一宮市外崎土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について

令和3年度愛知県一宮市外崎土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越額については、別紙のとおりであるので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定に基づき報告する。

令和4年6月2日提出

一宮市長 中野正康

令和3年度 愛知県一宮市外崎土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
1 土地 区画整理 事業費	2 事業費	外崎土地区画整理事業	円	円	円	円	円
		換地業務委託料	19,910,000	13,940,000	0	社会資本整備総合 交付金 (国) 18,000,000	0
		測量・設計業務委託料	44,076,000	28,617,000		一般会計繰入金 24,557,000	
計			63,986,000	42,557,000	0	42,557,000	0

報告第11号

令和3年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費通次繰越額の報告について

令和3年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費通次繰越額については、別紙のとおりであるので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第1項の規定に基づき報告する。

令和4年6月2日提出

一宮市長 中野正康

令和3年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和3年度継続費 予算現額			支払義務 発生額	残額	翌年度繰越 繰越額	翌年度繰越額に 係る関係		翌年度繰越額に係る 繰越を要する たな卸資産の 購入限度額
				予算計上額	前年度繰越 繰越額	計				交付金	企業債	
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	2 拡張事業費	中町1丁目地内 ほか大和幹線 雨水管布設工事	2,347,000,000	455,800,000	824,200,000	1,280,000,000	824,200,000	455,800,000	455,800,000	212,900,000	242,900,000	0

報告第12号

令和3年度愛知県一宮市下水道事業会計予算繰越額の報告について

令和3年度愛知県一宮市下水道事業会計予算繰越額については、別紙のとおりであるので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定に基づき報告する。

令和4年6月2日提出

一宮市長 中野正康

令和3年度愛知県一宮市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算額 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰 越額に係る 繰越を要 するたな卸 資産の購 入限度額	説明
						交付金	企業債	損益勘定 留保資金			
1 一般区域 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	柳戸ポンプ場沈砂池機械設備 実施設計業務委託	23,000,000	0	23,000,000	8,150,000	14,850,000	0	0	0	本委託は令和4年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期完了のため早期着手を目指し、国の令和3年度補正予算「防災・安全社会資本整備交付金」の対象としたが、この予算措置において令和3年度3月議会での補正予算対応となり、年度内に完成できないことが判明したため。
1 一般区域 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	泉1丁目地内ほか 下水道管実施設計業務委託	16,500,000	0	16,500,000	4,500,000	12,000,000	0	0	0	本委託は令和4年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和3年度補正予算「防災・安全社会資本整備交付金」の対象としたが、この予算措置において令和3年度3月議会での補正予算対応となり、年度内に完成できないことが判明したため。
1 一般区域 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	東部浄化センター 管理棟耐震補強工事	31,030,000	0	31,030,000	10,950,000	20,050,000	30,000	0	0	本工事は令和4年度に予定していたものであり、耐震化の早期完了のため早期着手を目指し、国の令和3年度補正予算「防災・安全社会資本整備交付金」の対象としたが、この予算措置において令和3年度3月議会での補正予算対応となり、年度内に完成できないことが判明したため。
1 一般区域 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	文京2丁目地内 下水道管更生工事(その1)	49,000,000	0	49,000,000	20,000,000	29,000,000	0	0	0	本工事は令和4年度に予定していたものであり、地震対策の早期着手を目指し、国の令和3年度補正予算「防災・安全社会資本整備交付金」の対象としたが、この予算措置において令和3年度3月議会での補正予算対応となり、年度内に完成できないことが判明したため。
1 一般区域 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	文京2丁目地内 下水道管更生工事(その2)	34,000,000	0	34,000,000	14,000,000	20,000,000	0	0	0	本工事は令和4年度に予定していたものであり、地震対策の早期着手を目指し、国の令和3年度補正予算「防災・安全社会資本整備交付金」の対象としたが、この予算措置において令和3年度3月議会での補正予算対応となり、年度内に完成できないことが判明したため。



(単位 円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年 繰越額	左の財源内訳				不 用額	翌年度繰 越額に係 る要する たな卸資 産の購入 限度額	説 明
						交 付金	企 業債	損 益 勘 定 金	留 保 資 金			
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	文京1丁目地内 下水道管更生工事(その1)	10,000,000	0	10,000,000	4,000,000	6,000,000	0	0	0	0	本工事は令和4年度に予定していたものであり、地震対策の早期着手を目指し、国の令和3年度補正予算「防災・安全社会資本整備交付金」の対象としたが、この予算措置において令和3年度3月議会での補正予算対応となり、年度内に完成できないことが判明したため。
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	文京2丁目地内 下水道管更生工事(その3)	6,000,000	0	6,000,000	2,500,000	3,500,000	0	0	0	0	本工事は令和4年度に予定していたものであり、地震対策の早期着手を目指し、国の令和3年度補正予算「防災・安全社会資本整備交付金」の対象としたが、この予算措置において令和3年度3月議会での補正予算対応となり、年度内に完成できないことが判明したため。
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	神山2丁目地内 下水道管更生工事	81,000,000	0	81,000,000	36,500,000	44,500,000	0	0	0	0	本工事は令和4年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和3年度補正予算「防災・安全社会資本整備交付金」の対象としたが、この予算措置において令和3年度3月議会での補正予算対応となり、年度内に完成できないことが判明したため。
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	新生3丁目地内 下水道管更生工事	70,000,000	0	70,000,000	31,500,000	38,500,000	0	0	0	0	本工事は令和4年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和3年度補正予算「防災・安全社会資本整備交付金」の対象としたが、この予算措置において令和3年度3月議会での補正予算対応となり、年度内に完成できないことが判明したため。
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	常願通7丁目地内ほか 下水道管更生工事	42,000,000	0	42,000,000	18,500,000	23,500,000	0	0	0	0	本工事は令和4年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和3年度補正予算「防災・安全社会資本整備交付金」の対象としたが、この予算措置において令和3年度3月議会での補正予算対応となり、年度内に完成できないことが判明したため。

(単位 円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年 繰越額	左の財源内訳				不 用額	翌年度繰 越額に係 る要する たな卸資 産の購入 限度額	説 明
						交 付金	企 業債	損 益 勘 定 金	留 保 資 金			
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	音羽3丁目地内ほか 下水道管更生工事	25,000,000	0	25,000,000	11,000,000	14,000,000	0	0	0	0	本工事は令和4年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和3年度補正予算「防災・安全社会資本整備交付金」の対象としたが、この予算措置において令和3年度3月議会での補正予算対応となり、年度内に完成できないことが判明したため。
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	文京1丁目地内 下水道管更生工事(その2)	22,000,000	0	22,000,000	10,000,000	12,000,000	0	0	0	0	本工事は令和4年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和3年度補正予算「防災・安全社会資本整備交付金」の対象としたが、この予算措置において令和3年度3月議会での補正予算対応となり、年度内に完成できないことが判明したため。
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	和光1丁目地内 下水道管更生工事	20,000,000	0	20,000,000	9,500,000	10,500,000	0	0	0	0	本工事は令和4年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和3年度補正予算「防災・安全社会資本整備交付金」の対象としたが、この予算措置において令和3年度3月議会での補正予算対応となり、年度内に完成できないことが判明したため。
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	文京1丁目地内ほか 下水道管更生工事	40,000,000	0	40,000,000	16,500,000	23,500,000	0	0	0	0	本工事は令和4年度に予定していたものであり、地震対策の早期着手を目指し、国の令和3年度補正予算「防災・安全社会資本整備交付金」の対象としたが、この予算措置において令和3年度3月議会での補正予算対応となり、年度内に完成できないことが判明したため。
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	泉1丁目地内 下水道管更生工事	25,000,000	0	25,000,000	11,000,000	14,000,000	0	0	0	0	本工事は令和4年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和3年度補正予算「防災・安全社会資本整備交付金」の対象としたが、この予算措置において令和3年度3月議会での補正予算対応となり、年度内に完成できないことが判明したため。

報告第13号

一般財団法人一宮市学校給食会の経営状況の報告について

一般財団法人一宮市学校給食会の令和3年度事業概要及び事業会計決算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和4年6月2日提出

一宮市長 中野正康

# 令和3年度 事業報告書

一般財団法人 一宮市学校給食会

## 1 事業の状況

### (1) 学校給食に要する物資の調達に関する事業

#### ア 年間給食回数と総食数

	年間給食回数 (回)		総給食数 (食)
	小学校 192	中学校 192	
共同調理場	小学校 192	中学校 192	4,623,573
単独校調理場	小学校 192	中学校 192	1,492,836
合 計			6,116,409

#### イ 物資の調達

共同調理場は、業者選定委員会で審査し、理事会で指定された28業者より、毎月行われる物資選定委員会で選定された給食用物資を購入して、南部・北部共同調理場に提供し、翌月その代金を支払った。

単独校調理場は、単独校調理場物資選定会で選定された給食用物資を購入し、この代金の支払業務を本給食会が行った。

また、主食（米飯・パン・麺）・牛乳についても、本会において支払った。

#### 年間物資購入額

(単位：円)

	副食材料	主 食	牛 乳	合 計
共同調理場	690,891,268	261,677,306	252,907,926	1,205,476,500
単独校調理場	225,629,858	82,513,433	82,146,959	390,290,250
合 計	916,521,126	344,190,739	335,054,885	1,595,766,750

(2) 学校給食費の徴収に関する事業

日額給食費及び年間給食費

(単位：円)

	日 額 給 食 費		年 間 給 食 費
	小学校	中学校	
共同調理場	250	285	1,205,476,500
単独校調理場	250	285	390,290,250
合 計			1,595,766,750

年度当初の1日の給食対象数

	小学校		中学校		計	
	校	食数	校	食数	校	食数
南部共同調理場	18	8,486	8	4,460	26	12,946
北部共同調理場	14	8,155	7	4,135	21	12,290
共同調理場合計	32	16,641	15	8,595	47	25,236
単独校調理場	10	5,251	4	2,830	14	8,081
合 計	42	21,892	19	11,425	61	33,317

### (3) 学校給食についての調査研究、普及充実に関する事業

#### ア 物資納入業者等の施設、衛生状況の調査

- 食品加工をしている指定納入業者2社、食品加工・製造を行う業者4社を、施設の構造、設備・機械器具の取扱い、食品の取扱い方法、衛生管理運営など現地調査し、食品の管理と異物の混入等事故が発生しないよう依頼した。

#### イ 各種研究会、協議会への参加

- 愛知県学校給食会
  - ・ 連絡会議（11月）
- 愛知県学校給食センター連絡会
  - ・ 学校給食研究会（10月）
- 市教育委員会研究会等
  - ・ 学校給食献立作成委員会（9回書面開催）

#### ウ 市内小中学校PTA等の試食会事業

##### ○ 試食会開催数

		校 数	件 数	食 数
共同調理場	小学校	5	7	61
	中学校	2	2	15
単独校調理場	小学校	2	3	72
	中学校	0	0	0
合 計		9	12	148

#### エ 食育推進事業

- 一宮を食べる学校給食の日（12月・1月）一宮市産食材の提供
- 愛知を食べる学校給食の日（6月・11月・1月）愛知県産食材の提供
- 全国学校給食週間記念事業（1月24日～30日）地場産物の活用、郷土料理の提供
- 友好都市トレビーズ市（イタリア）にちなんだ献立実施（1月）

## 2 庶務の概要

### (1) 役員に関する事項

令和4年3月31日現在

役職名	氏名	就任年月日	備考
会長	高橋信哉	R3.5.25	一宮市教育委員会 教育長
副会長	清水良幸	R3.5.25	一宮市小中学校PTA連絡協議会長
副会長	服部隆信	R3.5.25	一宮市小中学校長会長
理事長	渡邊彦尚	R3.5.25	一般財団法人一宮市学校給食会 事務局長
常務理事	浅井 覚	R3.5.25	一宮市教育委員会 学校給食課長
理事	尾関 聡	R3.5.25	一宮市保健所 保健衛生課長
理事	岩井政美	R3.5.25	一宮市立黒田小学校長
理事	夫馬千里	R3.5.25	一宮市小中学校PTA連絡協議会副会長
理事	西村美智代	R3.5.25	一宮市立丹陽中学校 食育・給食主任
理事	野中裕介	R3.5.25	一宮市教育委員会 教育部長
理事	櫻井儀久	R3.5.25	一宮市教育委員会 学校教育課長
監事	前田孝之	R3.5.25	一宮市立西成東部中学校長
監事	土川功介	R3.5.25	一宮市小中学校PTA連絡協議会副会長
監事	平野晴久	R3.5.25	一宮市教育委員会 総務課長

(2) 役員会等に関する事項

ア 理事会

	議 事 事 項		会議の結果
提案日 3.5.17	1 令和2年度事業報告の承認に関する件 2 令和2年度決算の承認に関する件 3 公益目的支出計画実施報告書の承認に関する件 4 諸規程の一部改正について	同意書 提出者 15	書面により 同意
提案日 3.5.25	1 会長、副会長、理事長並びに常務理事の互選に関する件 2 業者選定委員の選任に関する件 報告 令和3年度事業計画書並びに収支予算書について	同意書 提出者 11	書面により 同意
開催日 3.12.24	1 令和3年度第1次収支補正予算の承認に関する件 2 令和4年度事業計画の承認に関する件 3 令和4年度収支予算の承認に関する件 4 令和4・5年度学校給食用物資納入業者の指定に関する件 5 評議員会の開催に関する件	出席者 11	原案承認

イ 評議員会

	議 事 事 項		会議の結果
提案日 3.5.21	1 定款の一部改正について 2 役員の選任に関する件 3 評議員の選任に関する件 4 令和2年度決算報告書の承認に関する件 報告 公益目的支出計画実施報告書に関する件	同意書 提出者 20	書面により 同意
送付日 3.5.25	報告 事業計画書、収支予算書に関する件		



ウ 監査会

開催日	開催内容
3.5.13	令和2年度 決算の監査 公益目的支出計画実施報告書の監査
3.11.10	令和3年度 予算執行状況の監査

エ 物資選定委員会

開催日	開催内容
年間11回	学校給食用購入物資の選定並びに購入先の決定
年間6回 5.6.9.10.11.2月分	学校給食用購入物資（青果物後期分）の選定並びに購入先の決定

# 収 支 計 算 書

令和 3年 4月 1日 から 令和 4年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	事業会計	法人会計	合 計	差異	備 考
<b>I 事業活動収支の部</b>						
1. 事業活動収入						
基本財産運用収入	3,000	0	2,541	2,541	459	
基本財産収入	3,000	0	2,541	2,541	459	
事業収入	1,625,676,000	1,595,766,750	0	1,595,766,750	29,909,250	
給食費収入	1,625,676,000	1,595,766,750	0	1,595,766,750	29,909,250	
給食費収入(共同調理場)	1,227,580,000	1,205,476,500	0	1,205,476,500	22,103,500	
給食費収入(単独校調理場)	398,096,000	390,290,250	0	390,290,250	7,805,750	
市補助金収入	49,744,000	44,434,286	4,347,160	48,781,446	962,554	
市補助金	48,944,000	43,844,286	4,347,160	48,191,446	752,554	
市補填金	800,000	590,000	0	590,000	210,000	
雑収入	930,000	769,302	275,237	1,044,539	△ 114,539	
雑入	930,000	769,302	275,237	1,044,539	△ 114,539	
<b>事業活動収入計</b>	1,676,353,000	1,640,970,338	4,624,938	1,645,595,276	30,757,724	
2. 事業活動支出						
事務費支出	45,823,000	45,070,021	0	45,070,021	752,979	
給料	14,495,000	14,494,140	0	14,494,140	860	
諸手当	22,524,000	22,354,617	0	22,354,617	169,383	
共済費	3,512,000	3,476,243	0	3,476,243	35,757	
賃金	2,765,000	2,664,225	0	2,664,225	100,775	
旅費	56,000	49,100	0	49,100	6,900	
需用費	1,788,000	1,387,627	0	1,387,627	400,373	
役務費	672,000	635,432	0	635,432	36,568	
備品購入費	1,000	0	0	0	1,000	
負担金・補助及び交付金	9,000	8,237	0	8,237	763	
公課費	1,000	400	0	400	600	
事業費支出	1,625,676,000	1,595,766,750	0	1,595,766,750	29,909,250	
原材料費(共同調理場)	1,227,580,000	1,205,476,500	0	1,205,476,500	22,103,500	
原材料費(単独校調理場)	398,096,000	390,290,250	0	390,290,250	7,805,750	
徴収不能額	165,000	133,567	0	133,567	31,433	
雑費	1,000	0	0	0	1,000	
管理費支出	4,688,000	0	4,624,938	4,624,938	63,062	
給料	1,611,000	0	1,610,460	1,610,460	540	
諸手当	2,487,000	0	2,475,461	2,475,461	11,539	
共済費	424,000	0	386,211	386,211	37,789	
旅費	19,000	0	11,820	11,820	7,180	
需用費	8,000	0	7,823	7,823	177	
役務費	106,000	0	101,248	101,248	4,752	
備品購入費	1,000	0	0	0	1,000	
負担金・補助及び交付金	1,000	0	915	915	85	
公課費	31,000	0	31,000	31,000	0	
<b>事業活動支出計</b>	1,676,353,000	1,640,970,338	4,624,938	1,645,595,276	30,757,724	
<b>事業活動収支差額</b>	0	0	0	0	0	

(単位:円)

科 目	予算額	事業会計	法人会計	合 計	差異	備 考
Ⅱ 投資活動収支の部						
1. 投資活動収入						
投資活動収入計	0	0	0	0	0	
2. 投資活動支出						
固定資産取得支出	0	0	0	0	0	
備品購入費	0	0	0	0	0	
投資活動支出計	0	0	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	0	0	
Ⅲ 財務活動収支の部						
1. 財務活動収入						
財務活動収入計	0	0	0	0	0	
2. 財務活動支出						
財務活動支出計	0	0	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	0	0	
当期収支差額	0	0	0	0	0	
前期繰越収支差額	0	0	0	0	0	
次期繰越収支差額	0	0	0	0	0	

## 1 資金の範囲

資金の範囲には、現金預金、売掛金、未収金、前払金、買掛金、未払金、及び預り金を含んでいる。  
なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

## 2 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金 預 金	10,246,705	22,134,851
売 掛 金	131,892,312	113,063,836
未 収 金	157,527	0
流動資産合計	142,296,544	135,208,254
買 掛 金	140,832,531	115,908,541
未 払 金	1,025,661	18,789,930
預 り 金	438,352	509,783
流動負債合計	142,296,544	135,208,254
次期繰越収支差額	0	0

# 正味財産増減計算書

令和 3年 4月 1日 から 令和 4年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	2,541	2,548	△ 7
基本財産収入	2,541	2,548	△ 7
事業収益	1,595,766,750	1,475,868,420	119,898,330
給食費収入	1,595,766,750	1,475,868,420	119,898,330
給食費収入(共同調理場)	1,205,476,500	1,117,072,020	88,404,480
給食費収入(単独校調理場)	390,290,250	358,796,400	31,493,850
受取市補助金	48,781,446	54,068,230	△ 5,286,784
市補助金	48,191,446	31,743,479	16,447,967
市補填金	590,000	22,324,751	△ 21,734,751
雑収益	1,044,539	790,604	253,935
雑入	1,044,539	790,604	253,935
<b>経常収益計</b>	<b>1,645,595,276</b>	<b>1,530,729,802</b>	<b>114,865,474</b>
(2) 経常費用			
事務費	45,070,021	51,481,073	△ 6,411,052
給料	14,494,140	14,364,270	129,870
諸手当	22,354,617	7,296,291	15,058,326
共済費	3,476,243	3,725,056	△ 248,813
賃金	2,664,225	2,773,553	△ 109,328
旅費	49,100	45,000	4,100
需用費	1,387,627	22,650,738	△ 21,263,111
役務費	635,432	617,272	18,160
備品購入費	0	0	0
負担金・補助及び交付金	8,237	8,493	△ 256
公課費	400	400	0
事業費	1,595,766,750	1,475,868,420	119,898,330
原材料費(共同調理場)	1,205,476,500	1,117,072,020	88,404,480
原材料費(単独校調理場)	390,290,250	358,796,400	31,493,850
徴収不能額	133,567	110,952	22,615
雑費	0	0	0
減価償却費	286,055	286,055	0
管理費	4,624,938	2,960,257	1,664,681
給料	1,610,460	1,596,030	14,430
諸手当	2,475,461	772,560	1,702,901
共済費	386,211	383,000	3,211
旅費	11,820	16,300	△ 4,480
需用費	7,823	10,824	△ 3,001
役務費	101,248	99,000	2,248
備品購入費	0	50,600	△ 50,600
負担金・補助及び交付金	915	943	△ 28
公課費	31,000	31,000	0
<b>経常費用計</b>	<b>1,645,881,331</b>	<b>1,530,706,757</b>	<b>115,174,574</b>

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
評価損益等調整前当期計上増減額	△ 286,055	23,045	△ 309,100
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 286,055	23,045	△ 309,100
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 286,055	23,045	△ 309,100
一般正味財産期首残高	889,889	866,844	23,045
一般正味財産期末残高	603,834	889,889	△ 286,055
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	10,000,000	10,000,000	0
指定正味財産期末残高	10,000,000	10,000,000	0
III 正味財産期末残高	10,603,834	10,889,889	△ 286,055

# 貸借対照表

令和 4年 3月 31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	22,134,851	10,246,705	11,888,146
売掛金	113,063,836	131,892,312	△ 18,828,476
未収金	5,595	157,527	△ 151,932
前払金	9,567	0	9,567
流動資産合計	135,213,849	142,296,544	△ 7,082,695
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	10,000,000	10,000,000	0
基本財産合計	10,000,000	10,000,000	0
(2) その他固定資産			
什器備品	603,834	889,889	△ 286,055
その他固定資産合計	603,834	889,889	△ 286,055
固定資産合計	10,603,834	10,889,889	△ 286,055
<b>資産合計</b>	<b>145,817,683</b>	<b>153,186,433</b>	<b>△ 7,368,750</b>
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
買掛金	115,908,541	140,832,531	△ 24,923,990
未払金	18,795,525	1,025,661	17,769,864
預り金	509,783	438,352	71,431
流動負債合計	135,213,849	142,296,544	△ 7,082,695
<b>負債合計</b>	<b>135,213,849</b>	<b>142,296,544</b>	<b>△ 7,082,695</b>
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	10,000,000	10,000,000	0
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	603,834	889,889	△ 286,055
<b>正味財産合計</b>	<b>10,603,834</b>	<b>10,889,889</b>	<b>△ 286,055</b>
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>145,817,683</b>	<b>153,186,433</b>	<b>△ 7,368,750</b>

※実施事業資産・・・什器備品 603,834円 (令和4年3月31日時点)

# 財 産 目 録

令和 4 年 3 月 3 1 日現在

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	22,134,851		
当座預金	163,034		
ゆうちょ銀行一宮支店	163,034		
普通預金	21,971,817		
三菱UFJ銀行一宮支店	21,971,817		
売掛金	113,063,836		
未収金	5,595		
前払金	9,567		
流動資産合計		135,213,849	
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	10,000,000		
基本財産合計	10,000,000		
(2) その他固定資産			
什器備品	603,834		
その他固定資産合計	603,834		
固定資産合計		10,603,834	
資産合計			145,817,683
II 負債の部			
1. 流動負債			
買掛金	115,908,541		
預り金	509,783		
市民税	343,000		
健康保険料(個人)	20,356		
介護保険料(個人)	3,362		
厚生年金保険料(個人)	37,515		
労働保険料	0		
所得税	105,550		
流動負債合計		135,213,849	
負債合計			135,213,849
正味財産			10,603,834

# キャッシュ・フロー計算書

令和 3年 4月 1日 から 令和 4年 3月 31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	[ 2,541 ]	[ 2,548 ]	[ △ 7 ]
基本財産収入	2,541	2,548	△ 7
市補助金収入	[ 49,534,000 ]	[ 54,329,224 ]	[ △ 4,795,224 ]
市補助金	48,944,000	32,162,000	16,782,000
市補助填金	590,000	22,167,224	△ 21,577,224
雑収入	[ 1,044,539 ]	[ 790,604 ]	[ 253,935 ]
雑収入	1,044,539	790,604	253,935
その他の事業活動収入	[ 1,614,631,686 ]	[ 1,344,913,598 ]	[ 269,718,088 ]
事業活動収入計	1,665,212,766	1,400,035,974	265,176,792
2. 事業活動支出			
事務費支出	[ 28,724,779 ]	[ 50,875,567 ]	[ △ 22,150,788 ]
給料	14,494,140	14,364,270	129,870
諸手当	7,389,344	7,290,135	99,209
共済費	3,273,888	3,478,852	△ 204,964
賃金	2,414,492	2,505,341	△ 90,849
旅費	46,100	40,500	5,600
需用費	501,823	22,626,094	△ 22,124,271
役務費	596,355	561,482	34,873
負担金・補助及び交付金	8,237	8,493	△ 256
公課費	400	400	0
管理費支出	[ 2,939,709 ]	[ 2,958,623 ]	[ △ 18,914 ]
給料	1,610,460	1,596,030	14,430
諸手当	813,432	772,560	40,872
共済費	363,729	382,766	△ 19,037
旅費	11,820	14,900	△ 3,080
需用費	7,823	10,824	△ 3,001
役務費	100,530	99,000	1,530
備品購入費	0	50,600	△ 50,600
負担金・補助及び交付金	915	943	△ 28
公課費	31,000	31,000	0
その他の事業活動支出	[ 1,621,660,132 ]	[ 1,336,044,859 ]	[ 285,615,273 ]
事業活動支出計	1,653,324,620	1,389,879,049	263,445,571
事業活動によるキャッシュ・フロー	11,888,146	10,156,925	1,731,221
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
固定資産取得支出	[ 0 ]	[ 309,100 ]	[ △ 309,100 ]
備品購入費	0	309,100	△ 309,100
投資活動支出計	0	309,100	△ 309,100
投資活動によるキャッシュ・フロー	0	△ 309,100	309,100
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	0	0
<b>IV 現金及び現金同等物の増減額</b>	11,888,146	9,847,825	2,040,321
<b>V 現金及び現金同等物の期首残高</b>	10,246,705	398,880	9,847,825
<b>VI 現金及び現金同等物の期末残高</b>	22,134,851	10,246,705	11,888,146

(注) 1 資金の範囲 資金の範囲には、現金及び現金同等物を含めている。  
 2 重要な非資金取引 なし



## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却方法

什器備品の減価償却は、定額法による。

(2) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税込み方式による。

### 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産 定期預金	10,000,000	0	0	10,000,000

### 3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産 定期預金	10,000,000	10,000,000	0	—

### 4. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	1,232,000	628,166	603,834

### 5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末 残 高	貸借対照表上 の記載区分
補助金						
市補助金	一宮市	0	48,191,446	48,191,446	0	一般正味財産
市補填金	一宮市	0	590,000	590,000	0	一般正味財産



報告第14号

一宮市土地開発公社の経営状況の報告について

一宮市土地開発公社の令和3年度事業概要及び事業会計決算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和4年6月2日提出

一宮市長 中野正康

# 令和 3 年度一宮市土地開発公社事業報告

## 1 事業の概要

### (1) 用地取得

一宮市の依頼に基づき、都市計画道路加茂伝法寺線道路改築事業用地を取得しました。

### (2) 用地処分

令和 3 年度に処分した用地はありません。

## 2 理事会議決議案

### (1) 令和 3 年 5 月 13 日開催分

議案第 7 号 令和 2 年度一宮市土地開発公社事業報告について

議案第 8 号 令和 2 年度一宮市土地開発公社決算について

議案第 9 号 一宮市土地開発公社定款の一部改正について

### (2) 令和 4 年 2 月 14 日開催分

協議事項第 1 号 一宮市土地開発公社理事長の互選について

議案第 1 号 令和 4 年度一宮市土地開発公社事業計画について

議案第 2 号 令和 4 年度一宮市土地開発公社予算及び資金計画について

議案第 3 号 一宮市土地開発公社役員の報酬及び費用弁償等に関する規程の一部改正について



### 3 用地取得

区 分	事 業 名	取得年月日	面 積(m <sup>2</sup> )	用地・補償費(円)
公有地 取得事業	都市計画道路加茂伝法寺線 道路改築事業用地	R3. 12. 21	248. 89	12, 295, 166
	そ の 他		0. 00	0
合 計			248. 89	12, 295, 166

### 4 用地処分

区 分	事 業 名	面 積(m <sup>2</sup> )	取得・造成年度	用地・補償費(円)
—	—	—	—	0
合 計		0. 00		0

その他費用(円)		取得総額(円)	処分予定年度	備 考
支払利息	その他			
4,314	0	12,299,480	R7まで	
759,188	0	759,188		
763,502	0	13,058,668		

その他費用(円)		処分総額(円)	処分年月日	処分の相手方	備 考
支払利息	その他				
0	0	0			
0	0	0			

5 用地保有状況

区 分	事 業 名	面 積(㎡)	取得・造成年度	用地・補償費(円)
公有用地	公共予定地	4,970.79	S55ほか	319,491,057
	萩原町中島地区(国道関連)	781.09	H8	70,766,754
	萩原町中島地区(光堂川関連)	664.13	H8	60,170,178
	丹陽北部地区拠点整備事業用地	1,744.81	H18	31,100,000
	都市計画道路加茂伝法寺線 道路改築事業用地	248.89	R3	12,295,166
	都市計画道路北尾張中央道 道路改築事業用地	965.36	S57	43,802,765
	都市計画道路木曾川玉野線 道路改築事業用地	2,216.67	S52ほか	53,322,556
	小 計	11,591.74		590,948,476
代替地	公共事業等代替地	4,697.01	S49ほか	465,162,739
合 計		16,288.75		1,056,111,215



その他費用(円)		年度末保有高(円)	処分予定年度	処分の相手方	備 考
支払利息	その他				
71,320,835	402,970	391,214,862	—	一宮市	
2,598,470	0	73,365,224	R7まで	一宮市	
2,209,375	0	62,379,553	R7まで	一宮市	
0	0	31,100,000	R7まで	一宮市	
4,314	0	12,299,480	R7まで	一宮市	
1,582,122	0	45,384,887	R6まで	一宮市	
1,926,729	21,107	55,270,392	R6まで	一宮市	
79,641,845	424,077	671,014,398			
53,342,815	5,137,553	523,643,107	—	一宮市等	
132,984,660	5,561,630	1,194,657,505			

# 令和3年度一宮市土地開発公社決算

## 令和3年度一宮市土地開発公社損益計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：円)

1 事業収益		
(1) 公有地取得事業収益	0	
(2) 附帯等事業収益	8,108,026	8,108,026
	<hr/>	
2 事業原価		
(1) 公有地取得事業原価	0	
(2) 附帯等事業原価	1,840,989	1,840,989
	<hr/>	<hr/>
事業総利益		6,267,037
3 販売費及び一般管理費		
(1) 販売費及び一般管理費		1,915,115
		<hr/>
事業利益		4,351,922
4 事業外収益		
(1) 受取利息	5,593	
(2) 雑収益	19,200	24,793
	<hr/>	<hr/>
経常利益		4,376,715
当期純利益		<hr/> <hr/> 4,376,715

令和3年度一宮市土地開発公社貸借対照表  
(令和4年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部

1	流動資産		
	(1) 現金及び預金	88,390,475	
	(2) 公有用地	671,014,398	
	(3) 代替地	523,643,107	
	(4) 前払費用	360	
	流動資産合計		1,283,048,340
2	固定資産		
	(1) 有形固定資産		
	ア 車両その他の運搬具	1,390,055	
	減価償却累計額	1,390,054	1
	(2) 投資その他の資産		
	ア 長期性預金	10,000,000	
	固定資産合計		10,000,001
	資産合計		1,293,048,341

負債の部

1	流動負債		
	(1) 短期借入金	432,022,278	
	(2) 預り金	116,494	
	流動負債合計		432,138,772
2	固定負債		
	(1) 長期借入金	762,635,227	
	固定負債合計		762,635,227
	負債合計		1,194,773,999

資本の部

1	資本金		
	(1) 基本財産	10,000,000	
	資本金合計		10,000,000
2	準備金		
	(1) 前期繰越準備金	83,897,627	
	(2) 当期純利益	4,376,715	
	準備金合計		88,274,342
	資本合計		98,274,342
	負債・資本合計		1,293,048,341

# 令和3年度一宮市土地開発公社キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：円)

## 1 事業活動によるキャッシュ・フロー

公有地取得事業収入	0	
その他事業収入	8,127,226	
公有地取得事業支出	△ 13,058,668	
その他事業支出	△ 1,840,989	
人件費支出	△ 1,667,018	
その他の業務支出	△ 297,324	
小計		△ 8,736,773
利息の受取額		5,593
事業活動によるキャッシュ・フロー合計		△ 8,731,180

## 2 投資活動によるキャッシュ・フロー

該当なし

## 3 財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入による収入	13,058,668	
短期借入金の返済による支出	0	
財務活動によるキャッシュ・フロー合計		13,058,668

4 現金及び現金同等物増減額 (△は減少) 4,327,488

5 現金及び現金同等物期首残高 84,062,987

6 現金及び現金同等物期末残高 88,390,475

## 注 記 事 項

### (重要な会計方針)

#### 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

公有用地・・・個別法による原価法によっています。

代替地・・・個別法による原価法によっています。なお、一宮市による損失補償が付されています。

#### 2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定額法によっています。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

#### 3 消費税等の会計処理・・・税込方式によっています。

### (追加情報)

- 1 短期借入金 (432,022,278円)による金融機関からの調達資金には、一宮市による債務保証が付されています。

# 附 属 明 細 表

## 第1 現金及び預金明細表

(単位：円)

科 目	種 類	金 額	摘 要
現 金	—	0	
預 金	当 座	0	
	普 通	28,390,475	株式会社三菱UFJ銀行
	通 知	0	
	定 期	60,000,000	1年定期・株式会社百五銀行ほか5行
満期保有 目的以外 で保有す る有価証券	国 債	0	
	地方債	0	
	その他	0	
合 計		88,390,475	



第2 公有用地明細表(期首残高・当期增加高・当期減少高)

資 産 区 分	期 首 残 高 A		当 期 増				
	面 積 (㎡)	金 額 (円)	面 積 (㎡)	用地費 (円)	補償費 (円)	工事費 (円)	測量試験費 (円)
公共予定地	4,970.79	391,214,862	0.00	0	0	0	0
萩原町中島地区(国道関連)	781.09	73,232,521	0.00	0	0	0	0
萩原町中島地区(光堂川関連)	664.13	62,266,722	0.00	0	0	0	0
丹陽北部地区拠点整備事業用地	1,744.81	31,100,000	0.00	0	0	0	0
都市計画道路加茂伝法寺線 道路改築事業用地	0.00	0	248.89	12,295,166	0	0	0
都市計画道路北尾張中央道 道路改築事業用地	965.36	45,302,796	0.00	0	0	0	0
都市計画道路木曾川玉野線 道路改築事業用地	2,216.67	55,170,420	0.00	0	0	0	0
合 計	11,342.85	658,287,321	248.89	12,295,166	0	0	0

第3 代替地明細表(期首残高・当期增加高・当期減少高)

資 産 区 分	期 首 残 高 A		当 期 増				
	面 積 (㎡)	金 額 (円)	面 積 (㎡)	用地費 (円)	補償費 (円)	工事費 (円)	測量試験費 (円)
イ	公共事業等代替地(一宮地区)	2,083.18	295,002,080	0.00	0	0	0
	公共事業等代替地(尾西地区)	2,613.83	228,309,436	0.00	0	0	0
合 計	4,697.01	523,311,516	0.00	0	0	0	0



加 高 B			当 期 減 少 高 C							
その他費用		計 (円)	面 積 (㎡)	用地費 (円)	補償費 (円)	工事費 (円)	その他費用			計 (円)
諸経費 (円)	支払利息 (円)						測量試験費 (円)	諸経費 (円)	支払利息 (円)	
0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	132,703	132,703	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	112,831	112,831	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	4,314	12,299,480	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	82,091	82,091	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	99,972	99,972	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	431,911	12,727,077	0.00	0	0	0	0	0	0	0

加 高 B			当 期 減 少 高 C							
その他費用		計 (円)	面 積 (㎡)	用地費 (円)	補償費 (円)	工事費 (円)	その他費用			計 (円)
諸経費 (円)	支払利息 (円)						測量試験費 (円)	諸経費 (円)	支払利息 (円)	
0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	331,591	331,591	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	331,591	331,591	0.00	0	0	0	0	0	0	0

## 第2 公有用地明細表（期末残高）

資 産 区 分	期 末 残 高 A + B - C					
	面 積 (㎡)	用地費 (円)	補償費 (円)	工事費 (円)	その他費用	
					測量試験費 (円)	諸経費 (円)
公共予定地	4,970.79	319,491,057	0	0	0	402,970
萩原町中島地区（国道関連）	781.09	70,766,754	0	0	0	0
萩原町中島地区（光堂川関連）	664.13	60,170,178	0	0	0	0
丹陽北部地区拠点整備事業用地	1,744.81	31,100,000	0	0	0	0
都市計画道路加茂伝法寺線 道路改築事業用地	248.89	12,295,166	0	0	0	0
都市計画道路北尾張中央道 道路改築事業用地	965.36	43,802,765	0	0	0	0
都市計画道路木曾川玉野線 道路改築事業用地	2,216.67	53,322,556	0	0	0	21,107
合 計	11,591.74	590,948,476	0	0	0	424,077

## 第3 代替地明細表（期末残高）

資 産 区 分	期 末 残 高 A + B - C						
	面 積 (㎡)	用地費 (円)	補償費 (円)	工事費 (円)	その他費用		
					測量試験費 (円)	諸経費 (円)	
イ	公共事業等代替地（一宮地区）	2,083.18	261,754,208	0	0	0	228,443
	公共事業等代替地（尾西地区）	2,613.83	203,408,531	0	2,381,090	0	2,528,020
合 計	4,697.01	465,162,739	0	2,381,090	0	2,756,463	

		摘要
支払利息 (円)	計 (円)	
71,320,835	391,214,862	
2,598,470	73,365,224	
2,209,375	62,379,553	
0	31,100,000	
4,314	12,299,480	
1,582,122	45,384,887	
1,926,729	55,270,392	
79,641,845	671,014,398	

		摘要
支払利息 (円)	計 (円)	
33,019,429	295,002,080	
20,323,386	228,641,027	
53,342,815	523,643,107	

#### 第4 有形固定資産明細表

(単位：円)

資産の種類	取得原価 A	当期増加額 B	当期減少額 C	期末残高 (A+B-C) D	当期減価 償却額 E	減価償却 累計額 F	差引期末 残高 D-F	摘要
車両その他の 運搬具	1,390,055	0	0	1,390,055	0	1,390,054	1	小型乗用自動車 (平成18年 5月23日取得)
合計	1,390,055	0	0	1,390,055	0	1,390,054	1	

#### 第5 投資その他の資産明細表

(単位：円)

資産の種類	金額	摘要
長期性預金	10,000,000	2年定期・株式会社愛知銀行
合計	10,000,000	

## 第6 短期借入金明細表

借入先	年利率 (%)	期首残高 (円)	当期増加高 (円)	当期減少高 (円)	期末残高 (円)	摘要
いちい信用金庫	0.17727	418,963,610	0	418,963,610	0	R3.3.31借入れ (随意)
いちい信用金庫	0.185	0	419,335,975	419,335,975	0	R3.9.30借入れ (入札)
いちい信用金庫	0.17545	0	12,295,166	12,295,166	0	R4.1.17借入れ (随意)
株式会社 大垣共立銀行	0.180	0	432,022,278	0	432,022,278	R4.3.31借入れ (入札)
合 計		418,963,610	863,653,419	850,594,751	432,022,278	

## 第7 長期借入金明細表

借入先	年利率 (%)	期首残高 (円)	当期増加高 (円)	当期減少高 (円)	期末残高 (円)	摘要
一宮市	0.000	762,635,227	0	0	762,635,227	
合 計		762,635,227	0	0	762,635,227	

## 第8 資本金明細表

(単位：円)

区分	出資団体名	出資額	摘要
基本財産	一宮市	10,000,000	
合 計		10,000,000	

第9 事業収益明細表

(単位：円)

科 目		金 額	摘 要
公有地取得 事業収益	公有用地売却収益	0	—
附帯等事業 収益	保有土地賃貸等収益	6,531,100	保有土地一時使用料
	附帯事業収益	1,576,926	公共事業等代替地管理事業負担金
	小 計	8,108,026	
合 計		8,108,026	

第10 事業原価明細表

(単位：円)

科 目		金 額	摘 要
公有地取得 事業原価	公有用地売却原価	0	—
附帯等事業 原価	保有土地賃貸等原価	264,063	駐車場管理費
	附帯事業原価	1,576,926	公共事業等代替地管理費
	小 計	1,840,989	
合 計		1,840,989	



第11 販売費及び一般管理費内訳明細表

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
人件費	1,667,018	報酬 140,600
		給料 1,103,745
		手当 211,309
		法定福利費 211,364
経 費	248,097	需用費 83,087
		役務費 100,210
		公租公課 60,600
		減価償却費 0
		雑費 4,200
合 計	1,915,115	

令和4年4月22日

一宮市土地開発公社  
理事長 中野 正康 様

監事 川松 久芳   
監事 平松 幹啓 

### 監 査 意 見 書

一宮市土地開発公社定款第24条の規定に基づき、令和3年度決算監査を行った結果について、意見を付して次のとおり報告します。

1 監査年月日

令和4年4月22日

2 監査の対象となった期間

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

3 監査事項

令和3年度決算監査

4 監査の結果の概況及び意見

令和3年度決算について、経理全般にわたり監査したところ、適正に執行されており、経理の帳簿は、証拠書類に基づき正確に処理され、事実と相違ないことを認める。

以上



報告第15号

一宮地方総合卸売市場株式会社の経営状況の報告について

一宮地方総合卸売市場株式会社の令和3年度事業概要及び事業会計決算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和4年6月2日提出

一宮市長 中野正康

# 1. 営業報告

## (1) 営業の概要

### ① 市場取引の概況

我が国の経済は、令和3年夏場における新型コロナウイルス感染症の変異株（デルタ株）の感染拡大が収束したことに加え、ワクチン接種が進展したことから、年末にかけて人出が顕著に回復に向かいました。しかし、令和4年1月以降の変異株（オミクロン株）の流行による感染拡大に伴う外出自粛から再び景気の停滞感が強まっています。

令和3年度の生鮮食料品流通業界では、消費者の低価格志向、さらには輸入食料の増加、量販店の産地直送による取引やインターネット取引など流通の多様化や新型コロナウイルスの感染拡大の影響により依然厳しい状況でした。

このような状況の中で、卸売事業者は、取引先の拡大に努める一方、人件費や流通コストなどの経費の削減にも努めました。

当卸売市場の卸売事業者の業績は、取扱数量の減少傾向がつづいておりましたが、今期の取扱数量は9,716.5トンで前年度対比5.4%の増となり、取扱金額についても30億2,698万円で前年度対比13.5%の増となりました。

### ② 多様化する出荷者、需要者のニーズへの対応

卸売市場は、生鮮食料品等の流通の基幹的役割を担っています。そのため、出荷者や需要者からの卸売市場におけるコールドチェーンシステムの確立、加工処理機能及び配送機能の強化など、市場の機能強化に向けて多様化するニーズに適切に対応していくことが重要です。

### ③ 地場野菜供給センターの活動

(ア) 地産地消の推進やエコファーマー農業の奨励、食の情報紙「ぐりーんりんぐ（季刊）」の発刊を通して、食育の推進・普及に努めました。

(イ) 消費者の間では、食の安全や品質への関心が高まっています。そのため、卸売事業者においては生産農家を対象に農薬の適正使用や堆肥の使用など、食の安全・安心に関して、消費者との信頼関係を高めるように努めました。

### ④ 関連店舗の利用状況

関連店舗は、41店舗中32.5店舗（前年度より0.5店舗増）が使用されており、空き店舗は8.5店舗という状況でありました。

⑤ 一般開放事業

卸売市場を消費者に理解してもらい、生鮮食料品などの需要拡大につなげるため事業関係者は「日曜新鮮市」を通じて卸売市場の発展に努めました。

市場へ集客するための「豚汁の振る舞い」などのイベントは、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となりました。

⑥ 市場取引の監督・指導

市場取引の公開性を尊重し、公正で秩序ある取引を確保するため、日常業務の監督・指導に努めました。

⑦ 施設の維持管理等

市場の施設を常に良好な状態に保つため、各施設並びに設備の保守点検及び修繕を行いました。当期に実施した主な修繕は、固定ラック冷蔵庫のLED照明交換及びスチール棚修理工事などを実施しました。

## (2) 取扱高の状況

青果部門の取扱数量は9,708.2トンで前期(9,209.3トン)に比べて498.9トン、5.4%の増となり、取扱金額は30億1,799万円で前期(26億5,540万円)に比べて3億6,259万円、13.7%の増となりました。

水産部門の取扱数量は8.3トンで前期(12.3トン)に比べて4.0トン、32.5%の減となり、取扱金額は899万円で前期(1,199万円)に比べて300万円、25.0%の減となりました。

市場全体では、取扱数量が9,716.5トンで前期(9,221.6トン)に比べて494.9トン、5.4%の増となりました。取扱金額は30億2,698万円で前期(26億6,739万円)に比べて3億5,959万円、13.5%の増となりました。

当期の営業日数は251日で、部類別品目ごとの実績は次のとおりです。

## 取扱品目別実績

部 類 別 品 目		取 扱 数 量 ( t )		取 扱 金 額 ( 円 )	
部 類	期 別	第 4 3 期	第 4 4 期	第 4 3 期	第 4 4 期
	青果部	野 菜	8,183.3	8,646.8	2,315,780,016
果 実		1,005.7	1,048.1	316,202,451	375,059,616
その他		20.3	13.3	23,419,990	49,578,836
計		9,209.3	9,708.2	2,655,402,457	3,017,985,679
水 産 部		12.3	8.3	11,989,728	8,994,078
合 計		9,221.6	9716.5	2,667,392,185	3,026,979,757

(卸売業者取引高実績報告数値)

### (3) 営業損益

当期の営業利益は20,972千円で、当期純利益は35,093千円となりました。

営業収支の主なものは、市場使用料等は94,738千円で前期に比べて7,581千円の収益増となりました。営業費用の一般管理費のうちでは、修繕費が5,646千円で前期に比べて6,202千円の減、租税公課が9,397千円で前期に比べて4,460千円の減など、一般管理費全体では73,766千円で前期に比べて7,686千円の減となりました。

### (4) 場内営業者等の概要

#### ① 卸売業者

部類別	期首	期末	会 社 名	社長名	資本金
青果部	1	1	大協青果株式会社	小嶋弘道	72,000 千円
水産部	1	1	株式会社ヤマト水産	木村智広	3,000 千円

#### ② 買受人

	期首	期末	増減	一宮	稲沢	県内	県外
買受人	143	143	0	87	22	28	6
増 減			0	0	0	0	0

③ 関連事業者（関連事業店舗組合等）

業 種	期首	期末	業 種	期首	期末
雑穀販売業	1	1	包装・容器販売業	1	1
食肉販売業	3	3	菓子販売業	2	2
佃煮販売業	1	1	総合食料品販売業	1	1
麺類販売業	1	1	警備業	1	1
惣菜販売業	0	0	運送業	2	2
豆腐・蒟蒻販売業	1	1	中小企業協同組合	1	1
海苔・乾物販売業	1	1	住宅及び店舗のリフォーム業	1	1
餅販売業	1	1	発泡スチロール等のリサイクル業	1	1
青果物販売業	1	1			
水産物販売業	0	0	合 計	20	20

(5) 庶務の概要

主な庶務に関する事項は、次のとおりです。

① 株主総会

- ・ 定時株主総会

令和3年5月21日

第1号議案 任期満了に伴う取締役の選任について

第2号議案 監査役退任に伴う新監査役の選任について

第3号議案 一宮地方総合卸売市場株式会社の資本金の額の減少について

第4号議案 第43期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

の営業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書  
及び個別注記表の承認について

② 取締役会

(ア) 令和3年5月14日

第1号議案 定時株主総会の開催について

第2号議案 第43期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

の営業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書  
及び個別注記表の承認について

(イ) 令和3年5月21日

第1号議案 代表取締役の選任について

第2号議案 副社長及び専務取締役の選任について

(ウ) 令和4年2月15日

第1号議案 一宮地方総合卸売市場株式会社社員就業規則の一部改正について

第2号議案 一宮地方総合卸売市場株式会社嘱託社員等就業規則の一部改正について

第3号議案 令和4年度一宮地方総合卸売市場株式会社事業計画の承認について

③ 株主の状況

(ア) 期末株式数 45,000株

(イ) 期末株主数 3名

④ 商業登記

令和3年6月2日 役員変更登記

⑤ 期末役員数

(ア) 取締役 6名

(イ) 監査役 2名

⑥ 期末社員数 3名

## 2. 貸借対照表

貸借対照表			
(令和4年3月31日現在)			
単位：円			
資 産 の 部		負 債 ・ 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>【流動資産】</b>	( 14,644,823 )	<b>【流動負債】</b>	( 12,951,641 )
普通預金	3,095,027	未払金	10,850,000
現金	66,305	未払費用	1,001,366
有価証券	10,000	未払法人税等	148,300
商品	17,749	未払消費税等	0
貯蔵品	0	預り金	64,795
前払費用	975,785	賞与引当金	887,180
未収入金	5,798,141		
未収消費税等	192,300		
未収還付法人税等	2,146,700		
立替金	4,093,816		
貸倒引当金	△ 1,751,000		
<b>【固定資産】</b>	( 1,177,085,376 )	<b>【固定負債】</b>	( 519,967,567 )
建物	118,076,172	長期借入金	495,409,000
構築物	2,640,308	預り保証金	24,558,567
機械装置	1		
車輛運搬具	1		
器具備品	278,213		
土地	1,016,324,088		
建設仮勘定	25,850,000		
電話加入権	164,750		
長期前払費用	3,106,400		
長期繰延税金資産	10,240,876		
前払年金費用	404,567		
		負債合計	532,919,208
		(純資産の部)	
		<b>【株主資本】</b>	( 658,810,991 )
		資本金	100,000,000
		資本剰余金	350,000,000
		その他資本剰余金	350,000,000
		利益剰余金	218,810,991
		繰越利益剰余金	218,810,991
		うち当期純利益	10,063,530
		自己株式	△ 10,000,000
		純資産合計	658,810,991
合計	1,191,730,199	合計	1,191,730,199

### 3. 損益計算書

損益計算書			
自令和3年4月1日			
至令和4年3月31日			
単位：円			
区分	科目	金額	
経常損益の部	【営業収益】		
	市場使用料	91,593,859	94,737,859
	市場共益費	3,144,000	
	【営業費用】		
	一般管理費	16,183,390	73,765,650
	給料手当	0	
	賃借退職給付費用	1,199,764	
	厚生福利費	2,660,596	
	旅交際費	125,208	
	会費	2,700	
	広告費	4,890	
	水道光熱費	132,400	
	消耗品費	2,270,985	
	修繕費	1,728,054	
	保守管理料	5,646,454	
	借地償却料	5,898,937	
	減価償却費	5,569,824	
	負債償還金	10,139,866	
	租税公課	1,734,400	
	車輻費	9,397,300	
火災保険料	312,101		
通リ一ス料	1,826,325		
清掃衛生費	118,168		
雑費	168,480		
貸倒引当金繰入額	5,331,880		
	3,245,928		
	68,000		
		20,972,209	
営業外損益	【営業外収益】		
	受取利息	111	7,868,288
	受取配当金	400	
	貸借収入	6,027,288	
	雑収入	1,840,489	
貸倒引当金戻入額	0		
【営業外費用】			
支払利息	924,561	924,562	
雑損	1		
経常利益		27,915,935	
【特別利益】			
退職給付金戻入	0	0	
【特別損失】			
貸倒損失	0	0	
税引前当期純利益		27,915,935	
法人税、住民税及び事業税		296,597	
法人税等調整額		△ 7,473,359	
当期純利益		35,092,697	



#### 4. 株主資本等変動計算書

自 令和3年 4月 1日  
至 令和4年 3月 31日 (単位:円)

##### 【株主資本】

資本金	前期末残高	450,000,000
	当期変動額 (その他の資本剰余金へ振替)	<u>-350,000,000</u>
	当期末残高	100,000,000
資本剰余金		
その他の資本剰余金	前期末残高	0
	当期変動額 (資本金から振替)	<u>350,000,000</u>
	当期末残高	350,000,000
資本剰余金合計	前期末残高	0
	当期変動額	<u>350,000,000</u>
	当期末残高	350,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	183,718,294
	当期変動額 (当期純利益金額)	<u>35,092,697</u>
	当期末残高	218,810,991
利益剰余金合計	前期末残高	183,718,294
	当期変動額	<u>35,092,697</u>
	当期末残高	218,810,991
自己株主	前期末残高	-10,000,000
	当期末残高	-10,000,000
株主資本合計	前期末残高	623,718,294
	当期変動額	<u>35,092,697</u>
	当期末残高	658,810,991
純資産の部合計	前期末残高	623,718,294
	当期変動額	<u>35,092,697</u>
	当期末残高	658,810,991

## 5. 個別注記表

自 令和3年4月1日

至 令和4年3月31日

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

ア. 時価のあるもの……移動平均法に基づく原価法

イ. 時価のないもの……移動平均法に基づく原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法(ただし平成10年4月1日以降に取得した建物、並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)

無形固定資産……定額法

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒による損失に備えるため、貸倒見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当期末における要支給額を計上しております。

#### (4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式により処理しております。

### 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 966,801,014円

### 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数 45,000株

### 4. 一株当たり情報に関する注記

(1) 一株当たりの純資産額 14,972円98銭

(2) 一株当たりの当期純利益 797円56銭

## 第 4 4 期 付 属 明 細 書

### 1. 固定資産の取得及び処分明細書

単位：円

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末残高	摘要
有形 固定 資産	建築物	121,529,125	5,254,700	0	8,707,653	118,076,172	
	構築物	2,601,270	540,320	0	501,282	2,640,308	
	機械装置	1	0	0	0	1	
	車両運搬費	1	0	0	0	1	
	器具備品	435,145	0	1	156,931	278,213	
	土地	1,016,324,088	0	0	0	1,016,324,088	
	建設仮勘定	0	25,850,000	0	0	25,850,000	
	計	1,140,889,630	31,645,020	1	9,365,866	1,163,168,783	
無形 固定 資産	電話加入権	164,750	0	0	0	164,750	
		計	164,750	0	0	164,750	
投資 その 他 資産	長期繰延税金資産	2,767,517	7,473,359	0	0	10,240,876	
	長期前払費用	3,880,400	0	0	774,000	3,106,400	
	前払年金費用	1,124,331	0	719,764	0	404,567	
		計	7,772,248	7,473,359	719,764	774,000	13,751,843
	合 計	1,148,826,628	39,118,379	719,765	10,139,866	1,177,085,376	

### 2. 担保権設定明細書

担保の目的たる資産		担 保 権 の 設 定 状 況
区 分	期 末 簿 価	
建 物	118,076,172	土地及び株式購入資金として平成26年10月に100,000千円、令和3年3月運転資金として30,000千円、いずれも愛知西農協より借り入れた借入債務に対する担保。
土 地	1,016,324,088	
合 計	1,134,400,260	

## 監 査 報 告 書

私、監査役は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第44期営業年度における取締役の職務の執行を監査するため、本店において専務取締役から営業内容の報告を聞き、実査・立会・照合を行いました。

計算書類に関しては慎重に検討を加え、かつ監査の方針及び経過についても必要に応じ、内容を精査いたしました。

その監査結果を、次のとおり報告します。

### 記

1. 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従って会社の財産及び損益の状況を正しく示していると認める。
2. 営業報告書の内容は、真実であると認める。
3. 株主資本等変動計算書及び個別注記表は、法令・定款及び会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項はない。
4. 取締役の職務執行に関する不正の行為又は、法令もしくは定款に違反する重大な事実の有無については、指摘すべき事実はない。
5. 付属明細書は、法令及び定款に適合して作成されているものと認める。

令和4年5月10日

一宮地方総合卸売市場株式会社

監査役 岡田 糧



監査役 川瀬 裕司

